

平成 28 年度診療報酬改定に伴う厚生労働省告示、通知集

2016 年 3 月

公益社団法人 日本歯科技工士会

目 次

1. 診療報酬の算定方法の一部を改正する件 1
(2016年3月4日 厚生労働省告示第52号)

2. 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について12
(2016年3月4日 保医発0304第3号)

3. 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件39
(2016年3月4日 厚生労働省告示第56号)

4. 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う42
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について
(2016年3月4日 保医発0304第8号)

○厚生労働省告示第五十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第四百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第一区分番号I002の注6及び区分番号I002-2の注5に係る規定は平成二十八年七月一日から適用し、区分番号H001の注6、区分番号H001-2の注6及び区分番号H002の注6に係る規定は平成二十八年十月一日から適用し、区分番号C002の注8及び区分番号C002-2の注8に係る規定、別表第二区分番号C000の注13に係る規定並びに別表第三区分番号00の注3に係る規定は平成二十九年四月一日から適用し、別表第一区分番号B001-3-2の注1のただし書に係る規定は平成二十九年七月一日から適用し、この告示による改正前の診療報酬の算定方法別表第一区分番号B008の1に係る規定については、この告示による改正後の診療報酬の算定方法別表第一区分番号A244の2に規定する診療料を算定する患者を除き、平成二十八年九月三十日までの間、なおその効力を有するものとする。

平成二十八年三月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第二

歯科診療報酬点数表

[目次]

- 第1章 基本診療料
 - 第1部 初・再診料
 - 第1節 初診料
 - 第2節 再診料
 - 第2部 入院料等
 - 第1節 入院基本料
 - 第2節 入院基本料等加算
 - 第3節 特定入院料
 - 第4節 短期滞在手術等基本料
- 第2章 特掲診療料
 - 第1部 医学管理等
 - 第2部 在宅医療
 - 第3部 検査
 - 第1節 検査料
 - 第2節 薬剤料
 - 第4部 画像診断
 - 第1節 診断料
 - 第2節 撮影料
 - 第3節 基本的エックス線診断料
 - 第4節 フィルム及び造影剤料
 - 第5部 投薬
 - 第1節 調剤料
 - 第2節 処方料
 - 第3節 薬剤料
 - 第4節 特定保険医療材料料
 - 第5節 処方せん料
 - 第6節 調剤技術基本料
 - 第6部 注射
 - 第1節 注射料
 - 第1款 注射実施料
 - 第2款 無菌製剤処理料
 - 第2節 薬剤料
 - 第3節 特定保険医療材料料
 - 第7部 リハビリテーション
 - 第1節 リハビリテーション料
 - 第2節 薬剤料
 - 第8部 処置
 - 第1節 処置料
 - 第2節 処置医療機器等加算
 - 第3節 特定薬剤料
 - 第4節 特定保険医療材料料
 - 第9部 手術
 - 第1節 手術料
 - 第2節 輸血料
 - 第3節 手術医療機器等加算
 - 第4節 薬剤料

- 第5節 特定薬剤料
- 第6節 特定保険医療材料料
- 第10部 麻酔
 - 第1節 麻酔料
 - 第2節 薬剤料
 - 第3節 特定保険医療材料料
- 第11部 放射線治療
 - 第1節 放射線治療管理・実施料
 - 第2節 特定保険医療材料料
- 第12部 歯冠修復及び欠損補綴きつ
 - 第1節 歯冠修復及び欠損補綴料きつ
 - 第2節 削除
 - 第3節 特定保険医療材料料
- 第13部 歯科矯正
 - 第1節 歯科矯正料
 - 第2節 特定保険医療材料料
- 第14部 病理診断

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則

- 1 歯冠修復及び欠損補綴の費用は、特に規定する場合を除き、第1節の各区分の所定点数、第2節に掲げる医療機器等及び第3節に掲げる特定保険医療材料（別に厚生労働大臣が定める保険医療材料をいう。以下この部において同じ。）の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 歯冠修復の費用は、歯冠修復に付随して行った仮封、裏装及び隔壁の費用を含む。
- 3 第12部に掲げられていない歯冠修復及び欠損補綴であって特殊な歯冠修復及び欠損補綴の費用は、第12部に掲げられている歯冠修復及び欠損補綴のうちで最も近似する歯冠修復及び欠損補綴の各区分の所定点数により算定する。
- 4 6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者に対して、第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、全身麻酔下で行った場合を除き、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。ただし、通則第6号又は第7号に掲げる加算を算定する場合は、この限りでない。
 - イ 区分番号M003（2の口及びハに限る。）に掲げる印象採得、区分番号M006（2の口に限る。）に掲げる咬合採得又は区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合
所定点数の100分の70に相当する点数
 - ロ 歯冠修復及び欠損補綴（区分番号M000からM000-3まで、M003（2の口及びハに限る。）、区分番号M006（2の口に限る。）、M010、M011、M014からM015-2まで、M017からM026まで及びM030を除く。）を行った場合
所定点数の100分の50に相当する点数
- 5 歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、

その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。

- 6 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定する患者であって、同注5に規定する加算を算定しないものに対して、歯科訪問診療時に第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。
- イ 区分番号M003（2のロ及びハに限る。）に掲げる印象採得、区分番号M006（2のロに限る。）に掲げる咬合採得又は区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合 所定点数の100分の70に相当する点数
- ロ 区分番号M029に掲げる有床義歯修理を行った場合 所定点数の100分の50に相当する点数
- 7 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料及び同注5に規定する加算を算定する患者に対して、歯科訪問診療時に第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。
- イ 区分番号M003（2のロ及びハに限る。）に掲げる印象採得、区分番号M006（2のロに限る。）に掲げる咬合採得又は区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合 所定点数の100分の70に相当する点数
- ロ 歯冠修復及び欠損補綴（区分番号M000からM000-3まで、M003（2のロ及びハに限る。）、M006（2のロに限る。）、M010、M011、M014からM015-2まで、M017からM026まで及びM030を除く。）を行った場合 所定点数の100分の50に相当する点数
- 8 区分番号M000-2に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料について地方厚生局長等へ届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において、歯冠補綴物又はブリッジ（接着ブリッジを含む。以下同じ。）を製作し、当該補綴物を装着する場合の検査並びに歯冠修復及び欠損補綴の費用は、所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。
- 9 歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における歯肉圧排、歯肉整形、研磨、特定薬剤等の費用は、それぞれの点数に含まれ、別に算定できない。

第1節 歯冠修復及び欠損補綴料

区分

- (歯冠修復及び欠損補綴診療料)
- M000 補綴時診断料（1装置につき）
- 1 補綴時診断（新製の場合） 90点
 - 2 補綴時診断（1以外の場合） 70点
- 注1 当該診断料は、病名、症状、治療内容、製作を予定する部位、欠損補綴物の名称、欠損補綴物に使用する材料、設計、治療期間等について、患者に対し、説明を行った場合に算定する。
- 2 1については、欠損補綴物を新たに製作する場合に算定する。
 - 3 2については、区分番号M029に掲げる有床義歯修理又は区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法を実施した場合に算定する。
 - 4 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。
- M000-2 クラウン・ブリッジ維持管理料（1装置につき）
- 1 歯冠補綴物 100点
 - 2 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合 330点
 - 3 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合 440点
- 注1 クラウン・ブリッジ維持管理料を保険医療機関単位で算定する旨を地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物又はブリッジを製作し、当該補綴物を装着した患者に対して、当該維持管理の内容に係る情報を文書により提供した場合に算定する。
- 2 当該所定点数には、注1の歯冠補綴物又はブリッジを保険医療機関において装着した日から起算して2年以内に、当該保険医療機関が当該補綴部位に係る新た

な歯冠補綴物又はブリッジを製作し、当該補綴物を装着した場合の補綴関連検査並びに歯冠修復及び欠損補綴の費用が含まれる。

3 当該保険医療機関において歯冠補綴物又はブリッジを装着した日から起算して2年以内に行った次に掲げる診療に係る費用は、別に算定できない。

イ 当該歯冠補綴物又はブリッジを装着した歯に対して行った充填

ロ 当該歯冠補綴物又はブリッジが離脱した場合の装着

4 通則第4号に掲げる加算を算定する場合及び区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定した場合は、算定できない。

M000-3 広範囲顎骨支持型補綴診断料（1口腔につき） 1,800点

注1 当該診断料は、区分番号J109に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該手術及び区分番号M025-2に掲げる広範囲顎骨支持型補綴を行うに当たって、病名、症状、治療内容、治療部位及び治療に使用する材料等について、患者に対し説明を行った場合に算定する。

2 同一患者につき、当該診断料を算定すべき診断を2回以上行った場合は、1回目の診断を行ったときに限り算定する。

3 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

4 当該補綴以外の欠損補綴の診断を同時に行った場合は、区分番号M000に掲げる補綴時診断料は、所定点数に含まれ別に算定できない。

M001 歯冠形成（1歯につき）

1 生活歯歯冠形成

イ 金属冠 306点

ロ 非金属冠 306点

ハ 乳歯金属冠 120点

2 失活歯歯冠形成

イ 金属冠 166点

ロ 非金属冠 166点

ハ 乳歯金属冠 114点

3 窩洞形成

イ 単純なもの 60点

ロ 複雑なもの 86点

注1 1のイ、2のイ及び3のロについて、ブリッジの支台歯として歯冠形成を行った場合は、ブリッジ支台歯形成加算として1歯につき20点を所定点数に加算する。

2 1のイについて、前歯の4分の3冠、前歯のレジン前装金属冠及び接着ブリッジのための支台歯の歯冠形成は、490点を所定点数に加算する。

3 1のイについて、臼歯のレジン前装金属冠のための歯冠形成は、490点を所定点数に加算する。

4 1のロについて、CAD/CAM冠のための支台歯の歯冠形成は、490点を所定点数に加算する。

5 2のイについて、前歯の4分の3冠又は前歯のレジン前装金属冠のための支台歯の歯冠形成は、470点を所定点数に加算する。

6 2のイについて、臼歯のレジン前装金属冠のための支台歯の歯冠形成は、470点を所定点数に加算する。

7 2のイについて、メタルコアにより支台築造した歯に対するものについては、30点を所定点数に加算する。

8 2のロについて、メタルコアにより支台築造した歯に対するものについては、30点を所定点数に加算する。

9 2のロについて、CAD/CAM冠のための支台歯の歯冠形成は、470点を所定点数に加算する。

	10	3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レーザー照射により無痛的に窩洞形成を行った場合は、う蝕歯無痛的窩洞形成加算として、40点を所定点数に加算する。	
	11	麻酔、薬剤等の費用及び保険医療材料は、所定点数に含まれる。	
M001-2	う蝕歯即時充填形成（1歯につき）		126点
	注1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レーザー照射により無痛的にう蝕歯即時充填形成を行った場合は、う蝕歯無痛的窩洞形成加算として、40点を所定点数に加算する。	
	2	麻酔、歯髄保護処置、特定薬剤、窩洞形成等の費用は、所定点数に含まれる。	
M001-3	う蝕歯インレー修復形成（1歯につき）		120点
	注	麻酔、歯髄保護処置、特定薬剤、窩洞形成等の費用は、所定点数に含まれる。	
M002	支台築造（1歯につき）		
	1	間接法	
		イ メタルコアを用いた場合	
		(1) 大白歯	176点
		(2) 小白歯及び前歯	150点
		ロ ファイバーポストを用いた場合	
		(1) 大白歯	176点
		(2) 小白歯及び前歯	150点
	2	直接法	
		イ ファイバーポストを用いた場合	
		(1) 大白歯	154点
		(2) 小白歯及び前歯	128点
		ロ その他の場合	126点
	注1	窩洞形成、装着等の費用は、所定点数に含まれる。	
	2	保険医療材料（築造物の材料を除く。）、薬剤等の費用は、所定点数に含まれる。	
M002-2	支台築造印象（1歯につき）		30点
	注	保険医療材料は、所定点数に含まれる。	
M003	印象採得		
	1	歯冠修復（1個につき）	
		イ 単純印象	30点
		ロ 連合印象	62点
	2	欠損補綴（1装置につき）	
		イ 単純印象	
		(1) 簡単なもの	40点
		(2) 困難なもの	70点
		ロ 連合印象	228点
		ハ 特殊印象	270点
		ニ ブリッジ	
		(1) 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合	280点
		(2) 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合	332点
		ホ 口蓋補綴、顎補綴	
		(1) 印象採得が困難なもの	220点
		(2) 印象採得が著しく困難なもの	400点
	3	副子（1装置につき）	40点
	注	保険医療材料は、所定点数に含まれる。	

M003-2	テンポラリークラウン（1歯につき）	34点
	注1 テンポラリークラウンは、前歯部において、区分番号M001に掲げる歯冠形成のうち、レジン前装金属冠、ジャケット冠若しくは硬質レジンジャケット冠に係る費用を算定した歯又はレジン前装金属冠、ジャケット冠若しくは硬質レジンジャケット冠の歯冠形成を行うことを予定している歯について、当該歯に係る処置等を開始した日から当該補綴物を装着するまでの期間において、1歯につき1回を限度として算定する。	
	2 テンポラリークラウンの製作及び装着に係る保険医療材料等一連の費用は、所定点数に含まれる。	
M004	リテイナー	
	1 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合	100点
	2 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合	300点
M005	装着	
	1 歯冠修復（1個につき）	45点
	2 欠損補綴（1装置につき）	
	イ ブリッジ	
	(1) 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合	150点
	(2) 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合	300点
	ロ 有床義歯	
	(1) 少数歯欠損	60点
	(2) 多数歯欠損	120点
	(3) 総義歯	230点
	ハ 有床義歯修理	
	(1) 少数歯欠損	30点
	(2) 多数歯欠損	60点
	(3) 総義歯	115点
	ニ 口蓋補綴、顎補綴	
	(1) 印象採得が困難なもの	150点
	(2) 印象採得が著しく困難なもの	300点
	3 副子の装着の場合（1装置につき）	30点
	注1 区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠を装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、所定点数の100分の100に相当する点数を所定点数に加算する。	
	2 2のイについて、支台装置ごとの装着に係る費用は、所定点数に含まれる。	
M005-2	仮着（ブリッジ）（1装置につき）	
	1 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合	40点
	2 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合	80点
M006	咬合採得	
	1 歯冠修復（1個につき）	16点
	2 欠損補綴（1装置につき）	
	イ ブリッジ	
	(1) 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合	74点
	(2) 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合	148点
	ロ 有床義歯	
	(1) 少数歯欠損	55点
	(2) 多数歯欠損	185点
	(3) 総義歯	280点
	注 保険医療材料は、所定点数に含まれる。	
M007	仮床試適（1床につき）	

	1 少数歯欠損	40点
	2 多数歯欠損	100点
	3 総義歯	190点
	注 保険医療材料は、所定点数に含まれる。	
M008	ブリッジの試適	
	1 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合	40点
	2 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合 (歯冠修復)	80点
M009	充填(1歯につき)	
	1 充填1	
	イ 単純なもの	102点
	ロ 複雑なもの	154点
	2 充填2	
	イ 単純なもの	57点
	ロ 複雑なもの	105点
	注1 歯質に対する接着性を付与又は向上させるために歯面処理を行う場合は1により、それ以外は2により算定する。	
	2 1の歯面処理に係る費用は、所定点数に含まれる。	
M010	金属歯冠修復(1個につき)	
	1 インレー	
	イ 単純なもの	190点
	ロ 複雑なもの	284点
	2 4分の3冠(前歯)	370点
	3 5分の4冠(小臼歯)	310点
	4 全部金属冠(小臼歯及び大臼歯)	454点
	注1 2について、前歯部の接着ブリッジのための金属歯冠修復の費用は、所定点数に含まれる。	
	2 3については、大臼歯の生活歯をブリッジの支台に用いる場合であっても算定できる。	
	3 3について、臼歯部の接着ブリッジのための金属歯冠修復の費用は、所定点数に含まれる。	
M011	レジン前装金属冠(1歯につき)	
	1 前歯	1,174点
	2 小臼歯	1,174点
M012及びM013	削除	
M014	ジャケット冠(1歯につき)	390点
M015	硬質レジンジャケット冠(1歯につき)	768点
M015-2	CAD/CAM冠(1歯につき)	1,200点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット(歯科用CAD/CAM装置)を用いて、臼歯に対して歯冠補綴物(全部被覆冠に限る。)を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。	
M016	乳歯冠(1歯につき)	
	1 乳歯金属冠の場合	200点
	2 1以外の場合	390点
M016-2	小児保険装置	600点
	注1 クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限り算定する。	
	2 保険医療材料は、所定点数に含まれる。 (欠損補綴)	

M017	ボンティック（1歯につき）	434点
	注1 レジン前装金属ボンティックは、746点を所定点数に加算する。	
	2 金属裏装ボンティックは、320点を所定点数に加算する。	
M018	有床義歯	
	1 局部義歯（1床につき）	
	イ 1歯から4歯まで	576点
	ロ 5歯から8歯まで	708点
	ハ 9歯から11歯まで	940点
	ニ 12歯から14歯まで	1,364点
	2 総義歯（1顎につき）	2,132点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯	
	1 局部義歯（1床につき）	
	イ 1歯から4歯まで	662点
	ロ 5歯から8歯まで	890点
	ハ 9歯から11歯まで	1,108点
	ニ 12歯から14歯まで	1,732点
	2 総義歯（1顎につき）	2,752点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
	1 双子鉤	240点
	2 二腕鉤	222点
M021	線鉤（1個につき）	
	1 双子鉤	206点
	2 二腕鉤（レストつき）	146点
	3 レストのないもの	126点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	226点
	注 二腕鉤の維持腕と拮抗腕にそれぞれ鑄造鉤と線鉤を組み合わせる場合、製作した場合に算定する。	
M022	フック、スパー（1個につき）	103点
	注 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。	
M023	バー（1個につき）	
	1 鑄造バー	444点
	2 屈曲バー	254点
	注 鑄造バー又は屈曲バーに保持装置を装着した場合は、60点を所定点数に加算する。ただし、保険医療材料料は、所定点数に含まれる。	
M024	削除	
M025	口蓋補綴、顎補綴（1顎につき）	
	1 印象採得が困難なもの	1,500点
	2 印象採得が著しく困難なもの	4,000点
	注1 義歯を装着した口蓋補綴又は顎補綴は、所定点数に区分番号M018に掲げる有床義歯から区分番号M023に掲げるバー及び区分番号M026に掲げる補綴の所定点数を加算した点数とする。	
	2 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。	
M025-2	広範囲顎骨支持型補綴	
	1 ブリッジ形態のもの（3分の1顎につき）	18,000点
	2 床義歯形態のもの（1顎につき）	13,000点
	注1 区分番号J109に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該補綴に係る補綴物の印象採得から装着までの一連の行為を行う場合に、補綴治療を着手した日において算定する。	

	2 区分番号J109に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術の実施範囲が3分の1顎未満である場合は、1の所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。	
	3 保険医療材料は、所定点数に含まれる。	
	(その他の技術)	
M026	補綴隙(1個につき)	50点
	注 保険医療材料は、所定点数に含まれるものとする。	
M027及びM028	削除 (修理)	
M029	有床義歯修理(1床につき)	234点
	注1 新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して6月以内に当該有床義歯の修理を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。	
	2 保険医療材料(人工歯料を除く。)は、所定点数に含まれる。	
	3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、破損した有床義歯を預かった当日に修理を行い、当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算1として、1床につき50点を所定点数に加算する。	
	4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、破損した有床義歯を預かって修理を行い、預かった日の翌日に当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算2として、1床につき30点を所定点数に加算する。	
M030	有床義歯内面適合法	
	1 硬質材料を用いる場合	
	イ 局部義歯(1床につき)	
	(1) 1歯から4歯まで	210点
	(2) 5歯から8歯まで	260点
	(3) 9歯から11歯まで	360点
	(4) 12歯から14歯まで	560点
	ロ 総義歯(1顎につき)	770点
	2 軟質材料を用いる場合(1顎につき)	1,400点
	注1 2については、下顎総義歯に限る。	
	2 新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して6月以内に当該有床義歯の有床義歯内面適合法を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。	
	3 保険医療材料(人工歯料を除く。)は、所定点数に含まれる。	
M031からM033	まで 削除	
M034	歯冠補綴物修理(1歯につき)	70点
	注 保険医療材料(人工歯料を除く。)は、所定点数に含まれる。	
M035からM040	まで 削除	
M041	広範囲顎骨支持型補綴物修理(1装置につき)	1,200点
	注 保険医療材料は、所定点数に含まれる。	
	第2節 削除	
	第3節 特定保険医療材料	
区分		
M100	特定保険医療材料	材料価格を10円で除して得た点数
	注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。	

保医発0304第3号
平成28年3月4日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第52号）等が公布され、平成28年4月1日より適用されることとなったところであるが、実施に伴う留意事項は、医科診療報酬点数表については別添1、歯科診療報酬点数表については別添2及び調剤報酬点数表については別添3のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

従前の「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第3号）は、平成28年3月31日限り廃止する。

歯科診療報酬点数表に関する事項

通則

- 1 1人の患者について療養の給付に要する費用は、第1章基本診療料及び第2章特掲診療料の規定に基づき算定された点数の総計に10円を乗じて得た額とする。
- 2 基本診療料には、簡単な診療行為が包括されており、消炎、鎮痛を目的とする理学療法、口腔軟組織の処置、単純な外科後処置、口角びらんの処置は、再診料にも包括されている。
- 3 特掲診療料には、特に規定する場合を除き、当該医療技術に伴い必要不可欠な衛生材料等の費用を含んでいる。
- 4 基本診療料に係る施設基準、届出等の取扱いは、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第53号）による改正後の「基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）」に基づくものとし、その具体的な取扱いは別途通知する。
- 5 特掲診療料に係る施設基準、届出等の取扱いは、「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第54号）による改正後の「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に基づくものとし、その具体的な取扱いは別途通知する。
- 6 基本診療料及び特掲診療料の算定に当たっては、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）を踏まえて、必要な事項を診療報酬明細書に記載する。

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則

- 1 歯冠修復及び欠損補綴は、第1節中の各区分の注に「保険医療材料は、所定点数に含まれる。」等と規定されているものを除き、第1節の各区分の所定点数に第3節の特定保険医療材料を合算して算定する。
- 2 歯冠修復及び欠損補綴を行った場合の算定は、一連の歯冠修復及び欠損補綴の所定点数を併せて算定する。
- 3 印象採得、咬合採得、仮床試適及び装着は、それぞれの診療行為を行った際に算定する。
- 4 歯冠修復の当日に行うう蝕処置は、歯冠修復の所定点数に含まれ別に算定できない。
- 5 有床義歯、ブリッジ（接着ブリッジを含む。以下同じ。）等において人工歯を使用した場合の当該人工歯は、人工歯を必要とする部位が両側にわたる場合は1組として、片側の場合は2分の1組として、それぞれ人工歯材料として算定する。
- 6 「通則3」は、この部に規定していない歯冠修復及び欠損補綴について、この部に規定している歯冠修復及び欠損補綴のうち、最も近似する歯冠修復及び欠損補綴の所定点数による算定が妥当であるものは、その都度当局に内議の上、所定点数の準用を可能とする旨を規定している。
- 7 「通則4」による乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者に対する加算は、区分番号M003に掲げる印象採得の「2 欠損補綴のロ」、「2 欠損補綴のハ」、区分番号M006に掲げる咬合採得の「2 欠損補綴のロ」又は区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法については所定点数の100分の70を加算し、その他の第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴（区分番号M000からM000-3まで、M003の「2 欠損補綴のロ」、「2 欠損補綴のハ」、M006に掲げる咬合採得の「2 欠損補綴のロ」、M010、M011、M014からM015-2まで、M017からM026まで及びM030を除く。）については所定点数の100分の50を加算する。
- 8 「通則4」又は「通則7」の著しく歯科診療が困難な者に対する100分の70加算又は100分の50加算は、治療を直接行う歯科医師に加え、患者の行動障害に対し開口の保持又は体位、姿勢の保持を目的として、当該治療に歯科医師、歯科衛生士、看護師等が参画した場合等に算定する。この場合において、当該加算を算定した日における患者の状態を診療録に記載する。
- 9 6歳未満の乳幼児が著しく歯科診療が困難な者である場合（100分の70加算又は100分の50加算）は、乳幼児加算のみを算定する。
- 10 歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における歯肉圧排、歯肉整形、暫間被覆冠（区分番号M003-2に掲げるテンポラリークラウン及び区分番号M004に掲げるリテーナーを除く。）、特定薬剤等は、それぞれの所定点数に含まれ別に算定できない。
- 11 歯科訪問診療は通院困難な療養中の患者について実施するが、消炎鎮痛、有床義歯の調整等の訪問診療で求められる診療の重要性及び困難性を考慮し、区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定する患者であって、同注5に規定する加算を算定しないものに対して行った第8部に掲げる処置、第9部に掲げる手術及び第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。
 - イ 区分番号M003（2のロ及びハに限る。）に掲げる印象採得、区分番号M006（2のロに限る。）に掲げる咬合採得又は区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法

所定点数の100分の70に相当する点数

- ロ 区分番号I005（3に限る。）に掲げる抜髄、区分番号I006（3に限る。）に掲げる感染根管処置、区分番号J000（1、2及び3に限る。）に掲げる抜歯手術（注1による加算を除く）又は区分番号M029に掲げる有床義歯修理

所定点数の100分の50に相当する点数

- ハ 区分番号I005（1及び2に限る。）に掲げる抜髄、区分番号I006（1及び2に限る。）に掲げる感染根管処置、区分番号J013（2に限る。）に掲げる口腔内消炎手術

所定点数の100分の30に相当する点数

- 12 「通則8」でいう検査とは、区分番号D009に掲げる顎運動関連検査及びD010に掲げる歯冠補綴時色調採得検査をいう。
- 13 区分番号M000-2に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料（補綴物維持管理料）の「注1」に係る地方厚生（支）局長への届出を行っていない保険医療機関において、歯冠補綴物及びブリッジの製作を行い装着した場合は、当該歯冠補綴物及びブリッジに係る補綴関連検査、歯冠修復及び欠損補綴に係る一連の費用の所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。また、当該歯冠補綴物等の製作に先立ち区分番号I008-2に掲げる加圧根管充填処置を行った場合も、当該処置は算定できない。
- 14 保険給付外診療で製作された歯冠修復物及び欠損補綴物であって、後日、脱落した際の再装着及び破損した場合の修理は、保険給付の再装着、修理と同一の場合であっても保険給付の対象とはならない。なお、他院で製作された歯冠修復物及びブリッジであって、装着後、区分番号M000-2に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料の「注2」に規定する期間に相当する期間を経過したものはこの限りではない。
- 15 有床義歯製作中であって咬合採得後、試適を行う前に患者が理由なく来院しなくなった場合、患者の意思により治療を中止した場合又は患者が死亡した場合は、診療録に装着物の種類、試適予定日及び試適できなくなった理由等を記載する。この場合において、製作された区分番号M020に掲げる鑄造鉤、区分番号M021に掲げる線鉤、区分番号M021-2に掲げるコンビネーション鉤、区分番号M022に掲げるフック、スパー及び区分番号M023に掲げるバーにあっては、各区分の所定点数及び特定保険医療材料並びに特定保険医療材料である人工歯を請求する。また、区分番号M007に掲げる仮床試適、区分番号M005に掲げる装着は算定できない。なお、請求に当たっては、試適の予定日から起算して1月以上経過した上で行う。ただし、患者が死亡した場合であって死亡が明らかな場合は、この限りでない。
- 16 患者が理由なく来院しなくなった場合、患者の意思により治療を中止した場合、患者が死亡した場合であって、区分番号M002に掲げる支台築造（間接法により製作した場合に限る。）、区分番号M009に掲げる充填（間接法によりCRインレーを製作した場合に限る。）、区分番号M010に掲げる金属歯冠修復、区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠、区分番号M014に掲げるジャケット冠、区分番号M015に掲げる硬質レジンジャケット冠、区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠、区分番号M016に掲げる乳歯冠（間接法により製作した場合に限る。）、区分番号M016-2に掲げる小児保険装置、区分番号M017に掲げるポンティック、区分番号M018に掲げる有床義歯、区分番号M019に掲げる熱可塑性樹脂有床義歯、区分番号M020に掲げる鑄造鉤、区分番号M021に掲げる線鉤、区分番号M021-2に掲げるコンビネーション鉤、区分番号M022に掲げるフック、スパー又は

- 区分番号M023に掲げるバーの製作がすでに行われているにもかかわらず装着できない場合は、診療録に装着物の種類、装着予定日及び装着できなくなった理由等を記載した場合に、当該各区分及び特定保険医療材料料を請求する。また、区分番号M005に掲げる装着及び装着材料料は算定できない。なお、請求に当たっては、装着の予定日から起算して1月以上経過した上で行う。ただし、患者が死亡した場合であって死亡が明らかな場合は、この限りでない。
- 17 歯冠修復及び欠損補綴の場合、歯冠形成及び印象採得後、偶発的な事故等を原因とする外傷による歯冠形成歯の喪失等のやむを得ない場合は、当該歯に装着予定の完成している歯冠修復物及び欠損補綴物について診療録に歯冠修復物又は欠損補綴物の種類、装着予定日及び装着できなくなった理由等を記載する。この場合において、区分番号M009に掲げる充填（間接法によりCRインレーを製作した場合に限る。）、区分番号M010に掲げる金属歯冠修復、区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠、区分番号M014に掲げるジャケット冠、区分番号M015に掲げる硬質レジンジャケット冠、区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠、区分番号M016に掲げる乳歯冠（間接法により製作した場合に限る。）、区分番号M016-2に掲げる小児保険装置及び区分番号M017に掲げるポンティックの各区分並びに特定保険医療材料料を請求する。なお、区分番号M005に掲げる装着及び装着材料料は算定できない。
- 18 未来院請求後に患者が再び来院し、すでに未来院請求を行った区分番号M002に掲げる支台築造（間接法で製作したものに限る。）、区分番号M009に掲げる充填（間接法によりCRインレーを製作した場合に限る。）、区分番号M010に掲げる金属歯冠修復、区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠、区分番号M014に掲げるジャケット冠、区分番号M015に掲げる硬質レジンジャケット冠、区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠、区分番号M016に掲げる乳歯冠（間接法により製作した場合に限る。）、区分番号M016-2に掲げる小児保険装置、区分番号M017に掲げるポンティック、区分番号M018に掲げる有床義歯、区分番号M019に掲げる熱可塑性樹脂有床義歯、区分番号M020に掲げる鑄造鉤、区分番号M021に掲げる線鉤、区分番号M021-2に掲げるコンビネーション鉤、区分番号M022に掲げるフック、スパー及び区分番号M023に掲げるバーの装着を行う場合は、前記に掲げる各区分は別に算定できない。なお、算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄にその旨を記載する。
- 19 火災等のために試適又は装着する前に消失した歯冠修復物及び欠損補綴物は、算定できない。
- 20 次の場合において、ブリッジ又は小児義歯を適応する場合は、予め理由書、模型、エックス線フィルム又はその複製を地方厚生（支）局長に提出し、保険適応の有無について判断を求める。なお、それぞれの取り扱いは、各区分の規定に従う。ただし、イからニまで以外の場合であって、実際の欠損歯を反映した歯式では保険給付外となるブリッジであって、欠損歯の間隙が1歯分少ないようなブリッジを算定する場合は同様の取り扱いとする。
- イ 区分番号M000-2に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料の（8）により、「歯冠補綴物又はブリッジ」を保険医療機関において装着した場合において、外傷、腫瘍等（歯周疾患が原因である場合を除く。）によりやむを得ず隣在歯又は隣在歯及び当該歯冠補綴物が装着された歯若しくは当該ブリッジが装着された支台歯を抜歯しブリッジを装着する場合
- ロ 区分番号M017に掲げるポンティックの（16）により、有床義歯では目的が達せられないか又は誤嚥等の事故を起こす恐れが極めて大きい場合であってブリッジを行う以外に方法が

ない場合

- ハ 区分番号M017に掲げるポンティックの(19)により、矯正・先天性欠如等により第一小臼歯、第二小臼歯、第一大臼歯欠損のブリッジにおいて、欠損歯数は3歯であるが、間隙のほうが1歯分程度小さく2歯分となる場合
- ニ 区分番号M018に掲げる有床義歯の(10)により、先天性疾患以外の疾患により後継永久歯がない場合に準ずる状態であって、小児義歯以外は咀嚼機能の改善・回復が困難な小児に対して小児義歯を適用する場合
- 21 保険給付外の材料等による歯冠修復及び欠損補綴は保険給付外の治療となるが、この取扱いは、歯及び口腔に対する治療体系が細分化されている歯科治療の特殊性に鑑み、当該治療を患者が希望した場合に限り、歯冠修復にあつては歯冠形成(支台築造を含む。)以降、欠損補綴にあつては補綴時診断以降を、保険給付外の扱いとする。その際に、当該治療を行った場合は、診療録に自費診療への移行等や当該部位に係る保険診療が完結している旨が判るように明確に記載する。なお、「歯科領域における保険給付外等の範囲について」(昭和51年7月29日保文発第352号)は、平成26年3月31日をもって廃止する。

第1節 歯冠修復及び欠損補綴診療料

M000 補綴時診断料

- (1) 補綴時診断料は、新たな欠損補綴及び有床義歯の床裏装等を行う際に、当該治療を開始した日に患者に対して治療等に関する説明を行った場合に算定する。
- (2) 「1 補綴時診断(新製の場合)」については、ブリッジ又は有床義歯を新たに製作する際に、補綴時診断を行った場合に算定する。
- (3) 「2 補綴時診断(1以外の場合)」は、新たに生じた欠損部の補綴に際し、既成の有床義歯に人工歯及び義歯床を追加する際又は有床義歯の床裏装を行う際に、補綴時診断を行った場合に算定する。
- (4) 「2 補綴時診断(1以外の場合)」を算定後、新たに生じた欠損部の補綴に際し、再度、既成の有床義歯に人工歯及び義歯床を追加する場合には、前回補綴時診断料を算定した日から起算して3月以内は補綴時診断料を算定できない。
- (5) 補綴時診断料の算定に当たっては、製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載する。
- (6) 補綴時診断料を算定した場合は、補綴物の診断設計に基づき、患者に装着する予定の補綴物について、義歯、ブリッジ等の概要図、写真等を用いて患者に効果的に情報提供を行う。

M000-2 クラウン・ブリッジ維持管理料

- (1) クラウン・ブリッジの維持管理を実施する保険医療機関は、クラウン・ブリッジの維持管理を開始する前月までに地方厚生(支)局長に届け出る。なお、届出を行う場合は、「特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の様式81を用いる。
- (2) 「注1」の「歯冠補綴物」とは、区分番号M010に掲げる金属歯冠修復(「1 インレー」を除く。)、区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠、区分番号M014に掲げるジャケット冠、区分番号M015に掲げる硬質レジンジャケット冠及び区分番

号M015-2に掲げるCAD/CAM冠をいう。なお、乳歯に対する歯冠修復及び欠損補綴、歯科用金属を原因とする金属アレルギー患者に対して装着した区分番号M015に掲げる硬質レジンジャケット冠、歯科用金属を原因とする金属アレルギー患者に対して装着した区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠及び全ての支台をインレーとするブリッジは、クラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。

- (3) 「注1」に規定する文書とは、当該維持管理の対象となる補綴物ごとに、クラウン・ブリッジ維持管理料の趣旨、補綴部位、装着日、保険医療機関名等を記載したものをいい、患者に対し、クラウン・ブリッジ維持管理に係る説明を行い、その内容を文書により提供した場合に限り当該管理料算定する。ただし、同日に複数の補綴物を装着した場合は、主たる補綴物の維持管理料に係る文書に集約して記載し、提供して差し支えない。また、患者に提供した文書の写しを診療録に添付する。なお、クラウン・ブリッジの維持・管理を実施する旨を届け出た保険医療機関で製作された補綴物は、「注1」に規定する文書を提供していない場合であってもクラウン・ブリッジ維持管理の対象となる。
- (4) 「注2」の「補綴関連検査」とは、区分番号D009に掲げる顎運動関連検査及び区分番号D010に掲げる歯冠補綴時色調採得検査に定める各検査をいう。
- (5) クラウン・ブリッジ維持管理を行っている歯冠補綴物やブリッジを装着した歯に対して充填を行った場合の一連の費用は、当該維持管理料に含まれ別に算定できない。
- (6) クラウン・ブリッジ維持管理を行っている歯冠補綴物やブリッジを装着した歯に対して、当該補綴部位に係る新たな歯冠補綴物又はブリッジを製作し、当該補綴物を装着した場合の装着に係る費用は所定点数に含まれ別に算定できないが、装着に使用した装着材料は別に算定する。
- (7) クラウン・ブリッジ維持管理を行っている歯冠補綴物やブリッジが離脱した場合の再装着に係る費用は所定点数に含まれ別に算定できないが、再度の装着に使用した装着材料は別に算定する。
- (8) 「注1」の「歯冠補綴物又はブリッジ」を保険医療機関において装着した日から起算して2年を経過するまでの間に、外傷、腫瘍等（歯周疾患が原因である場合を除く。）によりやむを得ず隣在歯又は隣在歯及び当該歯冠補綴物が装着された歯若しくは当該ブリッジが装着された支台歯を抜歯し、次の場合に該当するブリッジを装着する場合は、予めその理由書、模型、エックス線フィルム又はその複製を地方厚生（支）局長に提出しその判断を求める。また、添付模型の製作は基本診療料に含まれ算定できないが、添付フィルム又はその複製は区分番号E100に掲げる歯、歯周組織、顎骨、口腔軟組織及び区分番号E300に掲げるフィルムに準じて算定する。ただし、算定に当たっては診療報酬明細書の摘要欄に算定の理由を記載する。

イ 当該補綴物が装着された歯若しくは当該ブリッジが装着された支台歯が新たに製作するブリッジの支台歯となる場合

ロ 当該補綴物が装着された歯若しくは当該ブリッジが装着された支台歯が抜歯され、当該部位が新たに製作するブリッジのポンティックとなる場合

M000-3 広範囲顎骨支持型補綴診断料

- (1) 広範囲顎骨支持型補綴診断料は、区分番号J109に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術を行う前に、患者に対して説明を行った場合に、手術前1回を限度として算定す

る。

- (2) 当該診断料の算定に当たっては、欠損部の状態、当該補綴に係る補綴物の設計及び材料等を診療録に記載する。

M001 歯冠形成

- (1) 歯冠形成は、同一歯について、1回を限度として歯冠形成が完了した日において算定する。なお、簡単な支台築造、歯冠形成に付随して行われる麻酔等は所定点数に含まれ別に算定できない。
- (2) 歯冠形成完了後、完了した日とは別の日に当該歯に行われる麻酔は別に算定する。
- (3) 「1 生活歯歯冠形成」は歯冠形成に付随して行われる処置等の一連の費用は含まれるが、歯冠修復物の除去は別に算定する。
- (4) 「1のイ 金属冠」及び「2のイ 金属冠」の金属冠とは、全部金属冠、レジン前装金属冠、前歯の4分の3冠及び臼歯の5分の4冠をいう。
- (5) 「金属冠」とは、全部金属冠、レジン前装金属冠、前歯の4分の3冠、臼歯の5分の4冠等、全部金属冠方式又は全部金属冠に準ずる方式で製作する金属歯冠修復（例えば前歯において審美性の観点から唇側の歯質を一部露出させる場合）をいい、4面又は5面の金属歯冠修復の全てが該当するものではない。
- (6) 「1のロ 非金属冠」及び「2のロ 非金属冠」の非金属冠とは、ジャケット冠、硬質レジンジャケット冠及びCAD/CAM冠をいう。
- (7) 「注1」に規定するブリッジ支台歯形成加算は、ブリッジの支台歯形成に際して、支台歯間の平行関係を確認した上で支台歯形成を行った場合に算定する。
- (8) 「注2」に規定する接着ブリッジとは、いわゆる従来型ブリッジと同様に支台装置、ポンティック、連結部より構成されるが、支台歯のうち少なくとも1歯（以下「接着ブリッジ支台歯」という。）の切削をエナメル質にとどめ、咬合力に対する抵抗形態、脱離力に対する維持形態を付与し、接着性レジンを用いて支台歯に支台装置を装着するものをいう。
- (9) 接着ブリッジ支台歯に対する冠（以下「接着冠」という。）に係る歯冠形成は、「1のイ 金属冠」に準じて算定するとともに「注2」に規定する加算を算定する。
- (10) 「注3」及び「注6」に規定する加算は、ブリッジの支台歯として第一小白歯の歯冠形成を実施した場合に限り算定できる。
- (11) メタルコアで支台築造を行ったレジン前装金属冠、全部金属冠及び非金属冠に係る失活歯歯冠形成に限り「注7」又は「注8」の加算を所定点数に加算する。
- (12) 「3 窩洞形成」は1歯単位に算定する。また、同一歯に2箇所以上の窩洞形成を行った場合も、窩洞数にかかわらず1回を限度として算定する。
- (13) 「注10」の加算におけるレーザー照射とは、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において、充填処置のためのう蝕除去及び窩洞形成が可能な「う蝕除去・窩洞形成レーザー」による照射をいう。
- (14) 「注10」の加算とは、エアータービン等歯科用切削器具を用いることなく、レーザーを応用して疼痛の発現を抑制しながら、う蝕歯の充填処置のためのう蝕除去及び窩洞形成を行うことを評価したものをいい、エアータービン等切削器具を用いた場合は算定で

きない。

- (15) 「3のイ 単純なもの」とは、隣接歯との接触面を含まない窩洞をいう。
- (16) 「3のロ 複雑なもの」とは、隣接歯との接触面を含む窩洞をいう。
- (17) 磷酸セメント又はカルボキシレートセメント等のセメントにより充填を行うための窩洞形成は、「3のイ 単純なもの」により算定する。
- (18) 可動性固定ブリッジ（半固定性ブリッジ）の可動性連結装置は、「3のロ 複雑なもの」により算定する。
- (19) 歯冠修復物の脱落時において、軟化象牙質を除去して再形成を行った場合の軟化象牙質の除去は、区分番号I000に掲げるう蝕処置により算定する。
- (20) 区分番号I003に掲げる初期う蝕早期充填処置を実施した歯について、やむを得ず充填形成又はインレー形成を行う場合は、「3 窩洞形成」により算定する。

M001-2 う蝕歯即時充填形成

- (1) う蝕歯即時充填形成は、う蝕歯に対して1日で当該歯の硬組織処置及び窩洞形成を完了し充填を行った場合に限り算定し、次回来院の際、充填を行う場合は算定できない。
- (2) 2次う蝕のため充填物を除去し、即時充填のための窩洞形成を行った場合は、う蝕歯即時充填形成により算定する。この場合において、充填物の除去は算定できない。
- (3) 当該歯の歯冠修復物の除去に係る費用は別に算定できない。
- (4) 「注1」の加算におけるレーザー照射とは、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において、充填処置のためのう蝕除去及び窩洞形成が可能な「う蝕除去・窩洞形成レーザー」による照射をいう。
- (5) 「注1」の加算とは、エアタービン等歯科用切削器具を用いることなく、レーザーを応用して疼痛の発現を抑制しながら、う蝕歯のう蝕歯即時充填形成のためのう蝕除去及び窩洞形成を行うことを評価したものをいい、エアタービン等切削器具を用いた場合は算定できない。
- (6) 区分番号I002に掲げる知覚過敏処置を実施した歯に対して、やむを得ず充填処置が必要となった場合は、う蝕歯即時充填形成により算定する。

M001-3 う蝕歯インレー修復形成

- (1) う蝕歯インレー修復形成は、う蝕歯に対して1日で当該歯の硬組織処置及び窩洞形成を完了し、印象採得及び咬合採得までを行った場合に算定する。
- (2) 2次う蝕のため充填物を除去し、インレー修復のための窩洞形成を行った場合は、う蝕歯インレー修復形成により算定する。この場合において、充填物の除去は算定できない。
- (3) 当該歯の歯冠修復物の除去に係る費用は算定できない。

M002 支台築造

- (1) 「支台築造」とは、実質欠損の大きい失活歯に対して根管等により築造物を維持し、填塞又は被覆して支台歯形態に修復することをいう。
- (2) 「1のイ メタルコア」とは、鋳造物により築造するものをいう。
- (3) 「1のロ ファイバーポストを用いた場合」とは、作業模型上で複合レジン（築造用）及びファイバーポスト（支台築造用）により築造を行うものをいう。

- (4) 「2 直接法」とは、口腔内の窩洞に直接、複合レジン（築造用）等を用いて築造を行うものをいい、セメント等による簡単な支台築造は含まない。直接法による支台築造の際に、複合レジン（築造用）と併せてファイバーポスト（支台築造用）を用いた場合は「2のイ (1) 大白歯」又は「2のイ (2) 小白歯及び前歯」により算定し、スクリューポスト（支台築造用）等を用いた場合は「2のロ その他の場合」により算定する。ただし、根管治療を実施した歯の歯冠部の近遠心及び唇頬舌側歯質のうち3壁以上が残存しており、複合レジン（築造用）のみで築造できる場合は、スクリューポスト（支台築造用）等を使用しなくても「2のロ その他の場合」により算定できる。
- (5) ファイバーポストは1根管当たり1本を限度として算定する。
- (6) ファイバーポストを大白歯及び小白歯に使用する場合は、1歯当たり2本を限度として算定できる。
- (7) 乳歯について、全部金属冠の歯冠形成、乳歯冠の歯冠形成及び窩洞形成における支台築造は算定できない。ただし、後継永久歯が先天性に欠如している乳歯に対する全部金属冠の歯冠形成、硬質レジンジャケット冠の歯冠形成及び窩洞形成については、支台築造を算定して差し支えない。
- (9) 「1 間接法」により製作された支台築造物を再装着した場合は、装着として区分番号M005に掲げる装着の「1 歯冠修復」及び装着に係る保険医療材料を算定する。
- (10) 歯冠修復に当たり、メタルコア、複合レジン及びファイバーポストによる支台築造及び全部金属冠等を同一模型上で製作し、同日の患者への装着は、歯科医学的に適切であると認められる場合を除き、常態として認められない。この場合において、印象採得は全部金属冠等により算定し、支台築造印象は算定できない。

M002-2 支台築造印象

- (1) 「支台築造印象」とは、区分番号M002に掲げる支台築造の「1 間接法」の製作に当たって行う印象採得をいう。
- (2) 支台築造印象料は、製作物ごとに算定する。

M003 印象採得

- (1) 印象採得は、歯冠修復物、歯冠補綴物、欠損補綴物及び義歯修理に当たって製作物ごとに算定する。
- (2) ブリッジの印象採得の算定の時期は、間接法の場合は最初に印象採得を行った日とし、直接法の場合は支台装置を試適して印象採得を行った日とする。
- (3) 印象採得は、原則として歯冠修復及び欠損補綴の製作に当たって印象採得又はろう型採得を行った際に製作物単位に算定する。
- (4) その他の印象採得は、次により算定する。
 - イ 「1のロ 連合印象」は、金属歯冠修復、レジン前装金属冠、硬質レジンジャケット冠及びCAD/CAM冠において連合印象又は各個トレーを用いて行ったものが該当する。
 - ロ 「2のイの(1) 簡単なもの」は、1歯から8歯欠損までの欠損補綴（ブリッジを除く。）、有床義歯修理等が該当する。
 - ハ 9歯以上の欠損補綴又はケロイドにより口唇狭小で印象採得が困難な場合若しくは分割印象等を行わなければ所期の目的を達し得ない場合は、「2のイの(2) 困難な

もの」により算定する。

ニ 欠損補綴で連合印象又は各個トレーを用いて行った場合（ホに規定する場合を除く。）又は有床義歯床裏装の印象採得料は「2のロ 連合印象」により算定する。

ホ 「2のハ 特殊印象」とは、欠損補綴でレジン系印象材又はラバー系印象材等を用いて咬合圧印象を行った場合をいう。また、フレンジテクニック、マイオモニターによる印象又は各個トレー及び歯科用インプレッションコンパウンドを用いて筋圧形成を行いラバー系印象材等を用いて機能印象を行った場合も本区分により算定する。

ヘ ケロイドにより口唇狭小の際に、連合印象又は特殊印象を行った場合は、「2のロ 連合印象」又は「2のハ 特殊印象」によりそれぞれの所定点数を算定する。

(5) ブリッジの印象採得は、1装置における支台歯とポンティックの数の合計により算定する。

(6) ブリッジ1装置の製作に当たり、やむを得ず複数個に分けて鋳造し連結の上、患者に装着した場合の印象採得は、「2のニ ブリッジ」により算定する。

(7) 欠損補綴に係る連合印象及び特殊印象は、顎堤の状況や欠損形態にかかわらず所定点数により算定する。

M003-2 テンポラリークラウン

テンポラリークラウンの修理又は除去は、別に算定できない。

M004 リテイナー

(1) リテイナーとは、ブリッジ（接着ブリッジを含む。）の製作過程において、支台歯の保護、支台歯及び隣在歯及び対合歯の移動防止並びに歯周組織の保護等のために、ブリッジの支台歯として歯冠形成を予定している歯又は歯冠形成を完了した歯について、ブリッジ装着までの間暫間的に装着されるものをいう。

(2) リテイナーは、ブリッジの支台歯として歯冠形成を予定している歯又は歯冠形成を完了した歯について、当該歯を支台とするリテイナーを製作した場合に、当該歯に係る処置等を開始した日からブリッジを装着するまでの期間において、1装置につき1回を限度として算定する。なお、分割して製作した場合にあっても、ブリッジ1装置につき1回の算定とする。また、ブリッジ装着までの修理等は、所定点数に含まれ別に算定できない。

(3) リテイナーの製作に当たり使用される保険医療材料（人工歯を使用した場合の人工歯料を含む。）は、所定点数に含まれ別に算定できない。

(4) リテイナーの装着に用いた仮着セメント料は、歯冠形成を算定後リテイナー装着に係る算定と同時点のものに限る。また、必要があってブリッジの試適を行った場合のリテイナーの再装着についても同様とする。

M005 装着

(1) 少数歯欠損及び多数歯欠損は次による。

イ 「2のロの(1) 少数歯欠損」及び「2のハの(1) 少数歯欠損」とは、1歯から8歯欠損までの欠損補綴をいう。

ロ 「2のロの(2) 多数歯欠損」及び「2のハの(2) 多数歯欠損」とは、9歯から14歯欠損までの欠損補綴をいう。

(2) 有床義歯修理を行った場合の装着は、「2のハ 有床義歯修理」の各区分により算定

する。

- (3) 装着は、原則として歯冠修復物又は欠損補綴物を装着する製作物ごとに算定する。
ただし、ブリッジにあっては、装着に係る保険医療材料料についてのみ支台装置ごとに算定する。
- (4) 歯間離開度検査、装着後の歯冠修復の調整等は、装着の所定点数に含まれ別に算定できない。
- (5) ブリッジ1装置の製作に当たり、やむを得ず複数個に分けて鋳造し連結の上、装着した場合の装着料は、「2のイの(1) 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」又は「2のイの(2) 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合」により算定する。
- (6) 「注1」の「内面処理」とは、歯質に対する接着力を向上させるために行うアルミナ・サンドブラスト処理及びシランカップリング処理等をいう。なお、当該処理に係る保険医療材料等の費用は、所定点数に含まれる。

M005-2 仮着

- (1) 仮着は、ブリッジ1装置につき、装着前に1回を限度として算定する。なお、仮着物の除去は、算定できない。
- (2) 仮着を算定した日は、区分番号M005に掲げる装着は算定できない。

M006 咬合採得

- (1) 歯冠修復及び欠損補綴における咬合採得は、製作物ごとに算定する。
 - イ 「1 歯冠修復」とは、ブリッジの支台装置を除く歯冠修復をいう。
 - ロ 「2のロの(1) 少数歯欠損」とは、1歯から8歯欠損までの欠損補綴をいう。
 - ハ 「2のロの(2) 多数歯欠損」とは、9歯から14歯欠損までの欠損補綴をいう。
- (2) 有床義歯を装着しない口蓋補綴及び顎補綴の咬合採得は、区分番号M025に掲げる口蓋補綴、顎補綴の「1 印象採得が困難なもの」を算定する場合は本区分の「2のロの(2) 多数歯欠損」の所定点数を、区分番号M025に掲げる口蓋補綴、顎補綴の「2 印象採得が著しく困難なもの」を算定する場合は本区分の「2のロの(3) 総義歯」の所定点数をそれぞれ算定する。また、副子の咬合採得は、当該副子の範囲に相当する歯数により、本区分の「2のロ 有床義歯」により算定する。
- (3) 欠損補綴に係る咬合採得は、2回以上行っても顎堤の状況や欠損形態にかかわらず1回を限度として算定する。

M007 仮床試適

- (1) 仮床試適は、仮床試適を行った際に製作物ごとに算定する。
- (2) 少数歯欠損及び多数歯欠損は次による。
 - イ 「1 少数歯欠損」とは、1歯から8歯欠損までの欠損補綴をいう。
 - ロ 「2 多数歯欠損」とは、9歯から14歯欠損までの欠損補綴をいう。
- (3) 有床義歯を装着しない口蓋補綴及び顎補綴の仮床試適は、区分番号M025に掲げる口蓋補綴、顎補綴の「1 印象採得が困難なもの」又は「2 印象採得が著しく困難なもの」を算定する場合は本区分の「3 総義歯」の所定点数を算定する。

M008 ブリッジの試適

前歯部に係るブリッジの製作に当たり、鋳造物の適否等を診断するために試適を行った場

合に算定する。

< 歯冠修復 >

M009 充填

- (1) 「イ 単純なもの」とは、隣接面を含まない窩洞に対して行う充填をいう。
- (2) 「ロ 複雑なもの」とは、隣接面を含む窩洞に対して行う充填をいう。
- (3) 充填は窩洞数にかかわらず1歯単位により算定する。このため、「イ 単純なもの」を同一歯の複数窩洞に行った場合も、「イ 単純なもの」の所定点数により算定する。
- (4) 充填は窩洞形態に応じ算定するが、同一歯に「イ 単純なもの」及び「ロ 複雑なもの」の窩洞が混在する場合は、「ロ 複雑なもの」の所定点数のみを算定する。
- (5) 前歯部切端又は切端隅角のみのものは、「イ 単純なもの」により算定する。
- (6) 3面以上にわたる窩洞に珪酸セメント、珪リン酸セメント及び歯科充填用即時硬化レジンをを行った場合は、「イ 単純なもの」により算定する。
- (7) 前歯部5級窩洞又は臼歯部歯質くさび状欠損等に対する充填は、いずれも「イ 単純なもの」により算定する。なお、前歯部5級窩洞を除く歯の根面部のう蝕において、隣接面を含む窩洞に対する充填は「ロ 複雑なもの」により算定する。
- (8) 充填を行うに当たり窩洞形成を行った場合は、区分番号M001-2に掲げるう蝕歯即時充填形成の場合を除き、1歯につき区分番号M001に掲げる歯冠形成の「3のイ 単純なもの」又は「3のロ 複雑なもの」を算定する。
- (9) 充填に使用した保険医療材料は窩洞を単位として算定するが、同一歯面に複数の窩洞が存在する場合は1窩洞として取り扱う。
- (10) 歯科充填用材料Ⅰの保険医療材料を算定する歯科用複合レジン充填材料を用いて窩洞の修復を行った場合は、次の取扱いとする。なお、印象採得又は咬合採得を行った場合は、1個につき区分番号M003に掲げる印象採得の「1 歯冠修復」又は区分番号M006に掲げる咬合採得の「1 歯冠修復」を、装着した場合は1個につき区分番号M005に掲げる装着の「1 歯冠修復」及び合着・接着材料をそれぞれ算定する。

イ 単純なもの

「イ 単純なもの」に掲げる所定点数を算定し、保険医療材料は歯科充填用材料Ⅰの「ロ 複雑なもの」に係る点数を算定する。

ロ 複雑なもの

「ロ 複雑なもの」に掲げる所定点数を算定し、保険医療材料は歯科充填用材料Ⅰの「イ 単純なもの」に係る点数及び「ロ 複雑なもの」に係る点数を合算した点数を算定する。

- (11) 歯科充填用材料Ⅱの保険医療材料を算定する歯科用複合レジン充填材料を用いて窩洞の修復を行った場合は、次の取扱いとする。なお、印象採得又は咬合採得を行った場合は、1個につき区分番号M003に掲げる印象採得の「1 歯冠修復」又は区分番号M006に掲げる咬合採得の「1 歯冠修復」を、装着した場合は1個につき区分番号M005に掲げる装着の「1 歯冠修復」及び合着・接着材料をそれぞれ算定する。

イ 単純なもの

「イ 単純なもの」に掲げる所定点数を算定し、保険医療材料は歯科充填用材料

Ⅱの「ロ 複雑なもの」に係る点数を算定する。

ロ 複雑なもの

「ロ 複雑なもの」に掲げる所定点数を算定し、保険医療材料料は歯科充填用材料Ⅱの「イ 単純なもの」に係る点数及び「ロ 複雑なもの」に係る点数を合算した点数を算定する。

- (12) 感染根管処置を行うに当たり、根管側壁、髓室側壁又は髓床底に穿孔があり封鎖を行った場合は、区分番号M009に掲げる充填の「イ 単純なもの」と保険医療材料料により算定する。なお、形成を行った場合は、区分番号M001に掲げる歯冠形成の「3のイ 単純なもの」の所定点数により算定する。

また、歯肉を剥離して行った場合は、区分番号J006に掲げる歯槽骨整形手術、骨瘤除去手術により算定する。

- (13) 充填を行った場合の研磨は、所定点数に含まれ別に算定できない。

M010 金属歯冠修復

- (1) 「1のイ 単純なもの」とは、隣接歯との接触面を含まない窩洞に行うインレーをいう。
- (2) 「1のロ 複雑なもの」とは、隣接歯との接触面を含む窩洞に行うインレーをいう。
- (3) 全部金属冠、レジン前装金属冠、前歯の4分の3冠、臼歯の5分の4冠とは、全部金属冠方式又は全部金属冠に準ずる方式で製作する金属歯冠修復（例えば前歯において審美性の観点から唇側の歯質を一部露出させる場合）をいい、4面又は5面の金属歯冠修復の全ての場合が該当するものではない。なお、全部金属冠とは、全部鋳造方式で製作されたものをいう。
- (4) 接着冠に係る金属歯冠修復及び保険医療材料料は、前歯部は「2 4分の3冠」に準じて算定し、臼歯部は「3 5分の4冠」に準じて算定する。
- (5) 5分の4冠としての金属歯冠修復は小白歯への適用を原則とするが、ブリッジの製作に当たり、必要があって生活歯である大白歯を支台として使用する場合はこの限りでない。
- (6) 乳歯の歯冠修復は銀合金により行う。また、乳歯に対する金属歯冠修復は、交換期を考慮して金属歯冠修復を行うことは認められるが、乳歯の解剖学的特殊性を考慮して窩洞形成を行う。ただし、後継永久歯が先天性に欠如している乳歯については、歯科用金銀パラジウム合金を使用しても差し支えない。
- (7) 可動性ブリッジ（半固定性ブリッジ）の可動性連結装置は、1装置につき「1のロ 複雑なもの」に準じて算定する。
- (8) 金属歯冠修復の金属部分が欠損した場合は、金属歯冠修復による修復は認められない。ただし、全部金属冠による金属歯冠修復を行った歯が、後日、歯髄炎等により歯内療法が必要となり、全部金属冠の咬合面より穿孔して処理を行った後、金属歯冠修復等適切な方法で咬合面を封鎖する場合はこの限りでない。
- (9) 智歯に対し必要がある場合は、金属歯冠修復を行って差し支えない。
- (10) 歯槽中隔部に骨吸収及び肉芽を形成している下顎大白歯を保存可能と診断した場合において、当該歯を近遠心根の中隔部において分離切断し、中隔部を搔爬するとともに、各根管に対し歯内療法を行った上で、近心根、遠心根にそれぞれ金属冠を製作し連結し

て装着する場合は、歯内療法は当該歯を単位として算定し、歯冠修復は製作物ごとに算定する。

なお、歯冠修復における保険医療材料料は、それぞれ小白歯の材料料として算定する。

- (11) コンビネーション・インレーを製作した場合は、それぞれの所定点数により算定する。
- (12) 区分番号I000-3に掲げる残根割合により算定する場合において、歯内療法により根の保存可能なものに適切な保存処置の上、金属歯冠修復で根面を被覆した場合は、歯冠形成は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「3のイ 単純なもの」を、金属歯冠修復は本区分の「1のイ 単純なもの」及び保険医療材料料をそれぞれ算定する。また、歯科充填用材料Iにより根面を被覆した場合は、歯冠形成は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「3のイ 単純なもの」を、充填は区分番号M009に掲げる充填の「イ 単純なもの」及び保険医療材料料をそれぞれ算定する。
- (13) 抜歯禁忌症以外であっても、必要があって根管処置及び根面被覆処置が完了した残根上に義歯の装着は認められる。

M011 レジン前装金属冠

- (1) レジン前装金属冠とは、全部鋳造方式で製作された歯冠修復物の唇面を硬質レジンで前装したものをいい、前歯又はブリッジの支台歯となる第一小白歯に限り認められる。
- (2) レジン前装金属冠及びレジン前装金属ポンティックの前装部分の破損部分に対して、口腔内にて充填により補修を行った場合は、形成は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「3のイ 単純なもの」を、充填は区分番号M009に掲げる充填の「1のイ 単純なもの」及び保険医療材料料により算定する。ただし、区分番号M000-2に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料を算定しているレジン前装金属冠及びレジン前装金属ポンティックの前装部分に行った修理は、区分番号M000-2に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料に含まれ別に算定できない。
- (3) レジン前装金属冠を装着するに当たっては、次により算定する。
 - イ 前歯の歯冠形成を行った場合は、1歯につき生活歯は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「1のイ 金属冠」及び区分番号M001に掲げる歯冠形成の「注2」の加算点数を、失活歯は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「2のイ 金属冠」、区分番号M001に掲げる歯冠形成の「注5」及び「注7」の加算点数を算定する。なお、支台築造を行った場合は、区分番号M002に掲げる支台築造の「1 間接法」又は「2 直接法」及び保険医療材料料を算定する。
 - ロ ブリッジの支台歯として第一小白歯の歯冠形成を行った場合は、1歯につき生活歯は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「1のイ 金属冠」、区分番号M001に掲げる歯冠形成の「注1」及び「注3」の加算点数を、失活歯は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「2のイ 金属冠」、区分番号M001に掲げる歯冠形成の「注1」、「注6」及び「注7」の加算点数を算定する。なお、支台築造を行った場合は、区分番号M002に掲げる支台築造の「1 間接法」又は「2 直接法」及び保険医療材料料を算定する。
 - ハ 印象採得を行った場合は、1歯につき区分番号M003に掲げる印象採得の「1のロ 連合印象」を算定する。
 - ニ 装着した場合は、1個につき区分番号M005に掲げる装着の「1 歯冠修復」を

算定する。

M014 ジャケット冠

(1) ジャケット冠を装着するに当たっては、次により算定する。

イ 歯冠形成を行った場合は、1歯につき、生活歯に行う場合は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「1のロ 非金属冠」を、失活歯に行う場合は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「2のロ 非金属冠」及び区分番号M001に掲げる歯冠形成の「注8」の加算を算定する。

ロ 印象採得を行った場合は、1歯につき、区分番号M003に掲げる印象採得の「1のイ 単純印象」を算定する。

ハ 装着した場合は、1歯につき、区分番号M005に掲げる装着の「1 歯冠修復」及び保険医療材料料を算定する。

(2) 歯科射出成形樹脂（歯冠用）を用いて単層成形を行った場合は、ジャケット冠により算定する。

(3) 複合レジン冠を失活歯に行った場合は所定点数を算定する。なお、歯冠形成は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「2のロ 非金属冠」により算定する。

M015 硬質レジンジャケット冠

(1) 硬質レジンジャケット冠を装着する場合は、次により算定する。

イ 歯冠形成を行った場合は、1歯につき、生活歯の場合は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「1のロ 非金属冠」を、失活歯の場合は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「2のロ 非金属冠」及び区分番号M001に掲げる歯冠形成の「注8」の加算を算定する。

ロ 印象採得を行った場合は、1歯につき、区分番号M003に掲げる印象採得の「1のイ 単純印象」又は区分番号M003に掲げる印象採得の「1のロ 連合印象」を算定する。

ハ 装着した場合は、1歯につき、区分番号M005に掲げる装着の「1 歯冠修復」及び保険医療材料料を算定する。

(2) 応分の咬合圧に耐えうる場合等に限り、小臼歯に対して硬質レジンジャケット冠により歯冠修復を行った場合は所定点数により算定する。

(3) (2)にかかわらず、歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、臼歯部に対して硬質レジンジャケット冠により歯冠修復を行った場合は所定点数により算定する。ただし、医科の保険医療機関又は医科歯科併設の医療機関の医師との連携のうえで、診療情報提供（診療情報提供料の様式に準じるもの）に基づく場合に限る。

(4) 歯冠用強化ポリサルホン樹脂を用いて歯科射出成形樹脂（歯冠用）とともに二層成形を行った場合は、硬質レジンジャケット冠により算定する。

(5) 後継永久歯が先天的に欠如している乳歯に対して硬質レジンジャケット冠により歯冠修復を行った場合は所定点数により算定する。

M015-2 CAD/CAM冠

(1) CAD/CAM冠とは、CAD/CAM冠用材料との互換性が制限されない歯科用CAD/CAM装置を用いて、作業模型で間接法により製作された歯冠補綴物をいう。

(2) 大臼歯については、歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者に限り算定

できる。ただし、医科の保険医療機関又は医科歯科併設の医療機関の医師との連携のうえで、診療情報提供（診療情報提供料の様式に準じるもの）に基づく場合に限る。

(3) CAD/CAM冠を装着する場合は、次により算定する。

- イ 歯冠形成を行った場合は、1歯につき、生活歯の場合は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「1のロ 非金属冠」及び区分番号M001に掲げる「注4」の加算を、失活歯の場合は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「2のロ 非金属冠」及び区分番号M001に掲げる歯冠形成の「注9」の加算を算定する。
- ロ 印象採得を行った場合は、1歯につき、区分番号M003に掲げる印象採得の「1のロ 連合印象」を算定する。
- ハ 装着した場合は、1歯につき区分番号M005に掲げる装着の「1 歯冠修復」、区分番号M005に掲げる装着の「注1」の加算及び特定保険医療材料料を算定する。

(4) 特定保険医療材料料は別に算定する。

M016 乳歯冠

(1) 「1 乳歯金属冠」とは、既製の金属冠をいう。

(2) 乳歯金属冠を装着するに当たっては、次により算定する。

- イ 歯冠形成を行った場合は1歯につき、生活歯の場合は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「1のハ 乳歯金属冠」を、失活歯の場合は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「2のハ 乳歯金属冠」を算定する。
- ロ 印象採得を行った場合は1歯につき、区分番号M003に掲げる印象採得の「1のイ 単純印象」を算定し、咬合採得を行った場合は、区分番号M006に掲げる咬合採得の「1 歯冠修復」を算定する。
- ハ 装着した場合は、1歯につき区分番号M005に掲げる装着の「1 歯冠修復」及び保険医療材料料を算定する。

(3) 「2 1以外の場合」は、次の場合に算定する。

イ 乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

- ① 歯冠形成を行った場合は1歯につき、生活歯の場合は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「1のロ 非金属冠」を、失活歯の場合は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「2のロ 非金属冠」を算定する。
- ② 印象採得を行った場合は1歯につき、区分番号M003に掲げる印象採得の「1のイ 単純印象」を算定し、咬合採得を行った場合は区分番号M006に掲げる咬合採得の「1 歯冠修復」を算定する。
- ③ 装着した場合は、1歯につき、区分番号M005に掲げる装着の「1 歯冠修復」及び保険医療材料料を算定する。

ロ 乳歯の前歯又は永久歯の前歯の歯冠部全体のエナメル質の一層を削除し、エナメルエッチング法を実施した後、クラウンフォームのビニールキャップに複合レジンを填入し、支台歯に圧接を行い、硬化後キャップを除去した上で、調整して歯冠修復を完成した場合

この場合において、歯冠形成は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「1のロ 非金属冠」により算定する。なお、使用した保険医療材料料は、歯科充填用材料Ⅰ又はⅡの「(1) 単純なもの」と「(2) 複雑なもの」を合算して算定する。

M016-2 小児保険装置

- (1) 小児保険装置は、う蝕によって乳白歯1歯が早期に喪失した症例に対して乳白歯に装着されるループが付与されたクラウン（又はバンド状の装置）を装着した場合に算定する。
- (2) 小児保険装置を装着するに当たっては、次により算定する。
 - イ 歯冠形成（バンドループを除く）を行った場合は1歯につき、生活歯の場合は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「1のハ 乳歯金属冠」を、失活歯の場合は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「2のハ 乳歯金属冠」を準用する。
 - ロ 印象採得を行った場合は、1歯につき、区分番号M003に掲げる印象採得の「1のイ 単純印象」を算定する。
 - ハ 装着した場合は、1歯につき、区分番号M005に掲げる装着の「1 歯冠修復」及び装着に係る特定保険医療材料料を算定する。
 - ニ 当該装置を撤去した場合は、区分番号I019に掲げる歯冠修復物又は補綴物の除去の「1 簡単なもの」に準じて算定する。
- (3) 当該装置の装着の算定は、ヘルマンの咬合発育段階の歯年齢ⅡAからⅢA期までに行う。

<欠損補綴>

M017 ポンティック

- (1) 白歯部のポンティックにレジン歯の使用は認められないが、咬合面を金属で製作し他の部分にレジン前装を施した場合は認められる。
- (2) 延長ブリッジの場合の7番ポンティックの保険医療材料料は小白歯（铸造ポンティックの保険医療材料料の小白歯）に該当する保険医療材料料を算定する。
- (3) レジン前装金属ポンティックとは、铸造方式により製作されたポンティックの唇面を硬質レジンにより前装したものをいう。
- (4) レジン前装金属ポンティックは、前歯の支台歯をレジン前装金属冠又は4分の3冠により製作されたブリッジの前歯のものに限り認められる。ただし、3番、4番の2歯欠損は、小白歯のレジン前装金属ポンティックを算定できる。
- (5) 可動性固定ブリッジ（半固定性ブリッジ）の可動性連結装置を使用した場合は、区分番号M010に掲げる金属歯冠修復の「1のロ 複雑なもの」及び区分番号M001に掲げる歯冠形成の「3のロ 複雑なもの」を算定する。
- (6) ブリッジの製作に当たり、支台歯の植立方向によりポンティックを分割して製作することは認められない。
- (7) ブリッジは、次の適用による。
 - イ ブリッジの給付について
 - (イ) ブリッジは歯の欠損状況から「ブリッジについての考え方2007」（平成19年11月日本歯科医学会）に示す方法で支台歯数等を定め製作する。
 - (ロ) 連続欠損の場合は2歯までとする。ただし、中側切歯は連続4歯欠損まで認められる。
 - (ハ) 延長ブリッジは原則として認められないが、第二大臼歯欠損であって咬合状態

及び支台歯の骨植状態を考慮し半歯程度のポンティックを行う場合はこの限りでない。

- (ニ) 隣接歯の処置状況等からやむをえず延長ブリッジを行う場合は、側切歯及び小臼歯1歯のみ認められる。
- (ホ) 第三大臼歯をブリッジの支台歯とする場合は、歯冠、歯根の大きさや形態、傾斜、転位等を総合的に勘案した上で行う。
- (ヘ) 接着ブリッジは、1歯欠損症例において、接着ブリッジ支台歯を生活歯に求める場合に認められる。
- (ト) 残根上のブリッジは認められない。

ロ ブリッジ設計の考え方

ブリッジの設計は、「ブリッジについての考え方2007」（平成19年11月日本歯科医学会）による。

(8) 分割抜歯後のブリッジの製作

イ 第1、第2大臼歯を分割抜歯してブリッジの支台歯とすることは、「ブリッジについての考え方2007」（平成19年11月日本歯科医学会）の「5 咬合力の負担からみたブリッジの適応症と設計、4) その他（歯根を分割抜去した大臼歯に対するブリッジの適用について）」の項を参照し、残った歯冠、歯根の状態が歯科医学的に適切な場合に限り認められる。

なお、上顎第2大臼歯の遠心頬側根抜歯、下顎第2大臼歯の遠心根抜歯の場合の延長ポンティックは認められない。

ロ 分割抜歯を行った場合の指数は、次のとおりとする。

- (イ) 下顎の場合、残った歯根はR=2、欠損部をポンティックとしたときはF=4とする。
- (ロ) 上顎の場合、残った歯根は1根につきRを1とするが、1根のみの支台歯は歯科医学的に適切ではないので認められない。ブリッジの支台歯となるのは、口蓋根と頬側の1根が残った場合、残った歯根はR=2、欠損部をポンティックとしたときはF=4とする。また、頬側の2根のみが残った場合は口蓋根部のポンティックは必要とされないことから残った歯根はR=2のみとする。

例①（第1大臼歯の遠心根を抜歯した場合）

指数	2	4	6	
歯種	6	6	7	$r = 8 - 4 = 4$
	○	●	○	$F = 4$
R	2		6	$4 / 3 = 1.3 \dots$
F		4		6の残した根も7のRもFの1/3を超えるので、条件を満たしている。

例②（第1大臼歯の遠心根と第2大臼歯を抜歯した場合）

指数	2	4	6	4	指数	4	2	4	6	4	
歯種	6	6	7	8	→	歯種	5	6	6	7	8
	○	●	●	○		○	○	●	●	○	
R	2			4		R	4	2		4	

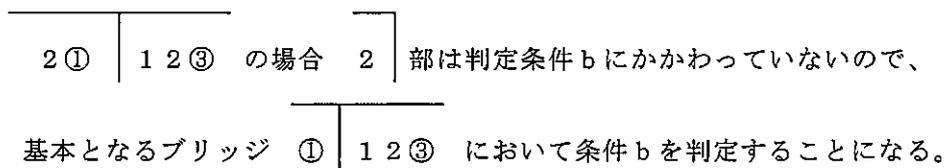
F 4 6
 $r = 6 - 10 < 0$ で不可、5番も支台歯とする必要がある。

F 4 6
 5番を支台歯として追加することで、 $r = 10 - 10 = 0$ で可、5と6の残した根の和も8のRもFの1/3を超えるので条件を満たしている。

ハ 上顎の第1又は第2大臼歯を3根のうち2根残して分割抜歯してブリッジの支台歯とする場合は、頬側2根を残した場合は大臼歯として、又頬側いずれか1根と口蓋根を残した場合は支台歯としての小臼歯歯冠修復と小臼歯のポンティックとして算定して差し支えない。単独冠として行う場合は、大臼歯の歯冠修復として算定して差し支えない。

ニ 下顎の第1又は第2大臼歯を近遠心2根のうち1根を残して分割抜歯してブリッジの支台とする場合は、1根を支台歯としての小臼歯歯冠修復と小臼歯ポンティックとして算定して差し支えない。単独冠として行う場合は、小臼歯の歯冠修復として算定して差し支えない。

- (9) ブリッジを装着するに当たり、印象採得を行った場合は、1装置につき区分番号M003に掲げる印象採得の「2のニの(1) 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」又は区分「2のニの(2) 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合」を、咬合採得を行った場合は1装置につき区分番号M006に掲げる咬合採得の「2のイの(1) 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」又は区分番号M006に掲げる咬合採得の「2のイの(2) 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合」を、装着した場合は支台装置の装着は1歯につき区分番号M005に掲げる装着の「1 歯冠修復」及び保険医療材料を、ブリッジの装着は1装置につき区分番号M005に掲げる装着の「2のイ ブリッジ」の各区分の所定点数を算定する。
- (10) 必要があって根を分離切断した下顎大臼歯を支台歯として使う場合の指数は「6」として大臼歯1歯の取扱いとする。ただし、分離切断したのであるから、実態に合わせて指数を減ずることを考慮すべきである。
- (11) インレーを支台装置とするブリッジは、窩洞形成を行った場合は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「3のロ 複雑なもの」により算定する。なお、全ての支台をインレーとするブリッジは区分番号M000-2に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料の対象としないことから、区分番号M000-2に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料は算定できない。
- (12) 「ブリッジについての考え方2007」(平成19年11月日本歯科医学会)の判定条件におけるブリッジの1側の支台歯のRの総計が、隣接するポンティックのF及びF・Sの総計の3分の1以上であるという判定条件bは延長ブリッジは適用しない旨のただし書は、延長したポンティックについては片側に支台歯が存在しないのでそのポンティックのバランスは考慮しないとの意である。したがって、



この場合は判定条件 b を満たしていないので、

2① | 1 2③ もブリッジの設計としては不適である。

- (13) 「ブリッジについての考え方2007」（平成19年11月日本歯科医学会）によると延長ブリッジの支台歯は2歯以上となっているが、これは回転力を軽減させるためであるから、支台歯が2歯以上であって条件が整っていれば、必ずしも支台歯は連続している必要はない。
- (14) 可動性ブリッジ又はインレーを支台とするブリッジの指数は、「ブリッジについての考え方2007」（平成19年11月日本歯科医学会）に示した当該支台歯の歯種による指数を用いる。
- (15) 欠損ではなく、1歯相当の間隙のある場合のブリッジの設計において、ポンティックは両隣接支台歯の何れかの形態を模して決定するが、その指数は実態に応じ近似の歯種の指数とする。なお、半歯程度の間隙の場合は隙とする。
- (16) 有床義歯では目的が達せられないか又は誤嚥等の事故を起こす恐れが極めて大きい場合であってブリッジを行う以外に方法がないときは、予め理由書、模型及びエックス線フィルム又はその複製を地方厚生（支）局長に提出しその判断を求める。
- (17) 低位唇側転位の犬歯の抜歯後に生じた欠損部の間隙が側切歯、あるいはそれ以下しかない場合であっても、「ブリッジについての考え方2007」（平成19年11月日本歯科医学会）にあるポンティックの抵抗値（F値）を減じることは適切でない。
- 欠損部の間隙が側切歯半歯以下の極めて小さい場合は、側切歯又は第一小臼歯、あるいは双方の歯冠幅を僅かずつ拡大して歯冠修復を行い、場合によっては補綴隙等を行うことにより対応する。
- 犬歯のポンティックが必要な場合で、中切歯が既にブリッジの支台として使用されている等の理由で新たに支台として使用できない場合に限って、ブリッジの設計を「②3④⑤」に変更することは差し支えない。この場合において、診療報酬明細書の摘要欄に中切歯の状況等を記載する。
- (18) 側切歯及び犬歯又は犬歯及び第一小臼歯の2歯欠損であって、犬歯が低位唇側転位していたため間隙が1歯分しかない場合に限ってポンティック1歯のブリッジとして差し支えない。
- ただし、製作するブリッジのポンティックの形を側切歯とするか犬歯とするかはそれぞれの症例によって異なるものと思われるが、形の如何によらずポンティックの抵抗値（F値）は犬歯の「5」として設計する。
- この場合において、診療報酬明細書の摘要欄に低位唇側転位の犬歯を含む欠損歯数と補綴歯数の不一致の旨記載すること。
- (19) 矯正・先天性欠如等により、第一小臼歯が既に欠損している患者の第二小臼歯を抜歯した場合あるいは第二小臼歯が舌側に転位しているとき、第一小臼歯及び第二小臼歯を抜歯した場合で、間隙は1歯分しかないような小臼歯2歯の欠損であって間隙が狭い場合のブリッジは、「ブリッジについての考え方2007」（平成19年11月日本歯科医学会）に従って実際の歯式どおり対応する。
- また、同様の理由で第一小臼歯、第二小臼歯、第一大臼歯欠損のブリッジにおいて、

欠損歯数は3歯であるが、間隙のほうが1歯分程度小さく2歯分となる場合は、保険適用の可否を確認することになるので、予め理由書、模型及びエックス線フィルム又はその複製を地方厚生（支）局長に提出してその判断を求める。また、添付模型の製作は、基本診療料に含まれ、算定できないが、添付フィルム又はその複製は、区分番号E100に掲げる歯、歯周組織、顎骨、口腔軟組織及び区分番号E300に掲げるフィルムにより算定して差し支えない。ただし、算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に算定の理由を記載する。

- (20) 6⑥⑦及び⑤⑥6のような分割延長ブリッジは原則として認められないが、前者は隣接する第二小臼歯が前方ブリッジの支台歯となっているか又は同歯にメタルボンド冠が装着されている症例、後者は隣接する第二大臼歯に金合金又は白金加金の全部金属冠が装着されている症例であって、補綴物を除去し、当該歯をブリッジの支台歯として使用することが困難であるため、当該歯の補綴物にレストを設定することによりブリッジの維持を求める構造となる場合はこの限りでない。

ただし、レストの設定に係る費用は算定できない。

M018 有床義歯

- (1) 有床義歯は、歯の欠損状況や製作する義歯の形態にかかわらず、人工歯数に応じて算定する。
- (2) 欠損補綴に当たっての歯数の数え方は、欠損歯数によるものではなく、人工歯の数による。欠損歯が4歯であっても、人工歯の排列上5歯となる場合は、その歯数は5歯とする。
- (3) 局部義歯のうち12歯から14歯までは、あくまで残存歯があり、局部義歯として補綴を行った場合に限り算定する。なお、1床14歯の局部義歯の場合もあり得る。
- (4) 上顎左側第二大臼歯から上顎右側第二大臼歯までが欠損している（欠損歯数14歯）症例において、歯冠の一部が露出した状態の埋伏智歯が残存している場合又は当然抜歯すべき症例のうち何らかの理由で抜歯不可能な場合は、智歯と無関係に総義歯同様の義歯を製作したときは、総義歯として算定する。
- (5) 抜歯後1月を経過していなくても歯科医学的にみて適当であると認められる場合に限り、義歯の製作は所定点数により算定する。
- (6) 根管処置及び根面被覆処置が完了した残根上に必要があつて義歯の装着を行うことは認められる。ただし、高齢者で根管が閉鎖して歯内療法が困難な場合等、やむを得ず残根歯に対して、歯内療法及び根面被覆処置が完了出来なかった場合に義歯を製作した場合は、その理由を診療録に記載する。
- (7) 残根上の義歯をやむを得ず製作するに際し、残根歯の歯内療法後に行う根面被覆処置として、複合レジンを使用することは差し支えない。この場合において、歯冠形成は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「3のイ 単純なもの」、充填は区分番号M009に掲げる充填の「イ 単純なもの」及び保険医療材料料を算定する。
- (8) 残根歯を利用したアタッチメントを使用した有床義歯は算定できない。
- (9) 前歯部の間隙のみがある場合、これを有床義歯の隙により補綴することは歯科医学的に適切でない。
- (10) 小児義歯は原則として認められないが、後継永久歯が無く著しい言語障害及び咀嚼障

害を伴う先天性無歯症、象牙質形成不全症、象牙質異形成症又はエナメル質形成不全症であって脆弱な乳歯の早期崩壊又は後継永久歯の先天欠損を伴う場合、外胚葉性異形成症、低ホスファターゼ症、パピヨン＝ルフェブル症候群及び先天性好中球機能不全症、その他の先天性疾患により後継永久歯が無い場合、外傷により歯が喪失した場合若しくはこれに準ずる状態であって、小児義歯以外は咀嚼機能の改善・回復が困難な小児に対する小児義歯の場合はこの限りでない。この場合において、小児義歯を算定する場合は、診療録に義歯の装着年月日、装着部位及び小児義歯が必要となった疾患名を記載する。なお、先天性疾患以外の疾患により後継永久歯がない場合に準ずる状態であって、小児義歯以外に咀嚼機能の改善・回復が困難な小児に対して小児義歯を適用する場合は、予め理由書、模型及びエックス線フィルム又はその複製を地方厚生（支）局長に提出し、保険適用の判断を求める。なお、模型の製作は基本診療料に含まれ算定できないが、エックス線フィルム又はその複製は、区分番号E100に掲げる歯、歯周組織、顎骨、口腔軟組織及び区分番号E300に掲げるフィルムにより算定する。ただし、算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に算定の理由を記載する。

- (11) 模型上で抜歯後を推定して製作する即時義歯は認められるが、即時義歯の仮床試適に係る費用は算定できない。ただし、即時義歯とは長期的に使用できるものをいい、暫間義歯は算定できない。
- (12) 有床義歯を1日で製作し装着することは、特殊な症例で歯科医学的に適切な場合に限り算定する。ただし、常態として1～2日で製作し装着を行うものの、装着後の調整指導を実施しない保険医療機関は算定できない。
- (13) 新たに有床義歯を製作する場合は、原則として前回有床義歯を製作した際の印象採得を算定した日から起算して6カ月を経過した以降に、新たに製作する有床義歯の印象採得を行うものとする。ただし、遠隔地への転居のため通院が不能になった場合、急性の歯科疾患のため喪失歯数が異なった場合等の特別な場合を除く。なお、「有床義歯の取扱いについて」（昭和56年5月29日保険発第44号）は、平成28年3月31日をもって廃止する。M019 熱可塑性樹脂有床義歯

熱可塑性樹脂有床義歯は、歯の欠損状況や製作する義歯の形態にかかわらず、人工歯数に応じて所定点数を算定する。

M020 鑄造鉤

- (1) 14カラット金合金による鑄造鉤は2歯欠損までの有床義歯の場合に限り算定する。
- (2) 保険医療材料料は、別に定める鑄造鉤の使用材料料により算定する。
- (3) ローチのパークラスプ及び鑄造によるバックアクション鉤は二腕鉤として算定し、2歯以上にわたるパークラスプは、双子鉤として算定する。

なお、保険医療材料料は、別に定める鑄造鉤の使用材料料の双子鉤の大・小白歯により算定する。

M021 線鉤

- (1) バックアクション鉤等に要する費用は、本区分の「1 双子鉤」により算定する。
- (2) 14カラット金合金による線鉤は2歯欠損までの有床義歯の場合に限り算定する。

M023 バー

- (1) 保持装置とは、1歯欠損に相当する孤立した中間欠損部位を含む有床義歯において、

鑄造バー又は屈曲バーと当該欠損部に用いる人工歯を連結するために使用される小連結子をいう。

- (2) 鑄造バー、屈曲バーに保持装置を装着した場合は、その使用個数に応じて算定する。
- (3) 緩圧式バーは「1 鑄造バー」又は「2 屈曲バー」により算定する。
- (4) ケネディバーは「1 鑄造バー」により算定し、「1 鑄造バー」によるリングルバーと併用した場合には、それぞれについて「1 鑄造バー」により算定する。
- (5) バー義歯が破損し、バーの取替えが必要な症例に限り新たなバーに要する費用は算定する。

また、有床義歯修理の際に、新たにバーを付与した場合も歯科医学上適切な場合に限り算定する。

- (6) 有床義歯及び熱可塑性樹脂有床義歯の製作や床修理に際し、補強線を使用した場合の当該補強線に係る費用は、それぞれの所定点数に含まれ別に算定できない。

なお、補強線は、歯の欠損部、残存歯の植立状態、対咬関係、顎堤の形態及び粘膜の性状等を勘案し、義歯の破損防止のために使用するものをいう。

M025 口蓋補綴、顎補綴

- (1) 「2 印象採得が著しく困難なもの」とは、次の場合をいう。

イ 硬口蓋歯槽部の欠損範囲が半側を超える場合

ロ 軟口蓋部の欠損が認められる場合

ハ 歯槽骨を超える下顎骨の辺縁切除を伴う場合であって、口腔粘膜のみでは創を閉鎖できないため皮弁されている場合又は下顎骨区域切除以上の下顎骨欠損が認められる場合

ニ 口蓋補綴、顎補綴を行う場合であって、上下の切歯を有する場合の正中部における切歯間距離又は切歯を有しない場合の正中部における顎堤間距離が30mm未満の開口量である場合

- (2) 義歯を装着した口蓋補綴又は顎補綴を行った場合は、義歯と口蓋補綴又は顎補綴をそれぞれ算定する。

- (3) 口蓋裂に起因する鼻咽腔閉鎖機能不全による言語療法のため鼻咽腔閉鎖機能改善の必要があり、いわゆるスピーチエイド等の発音補整装置を装着した場合は本区分により算定する。

なお、当該装置の修理は1回につき区分番号M029に掲げる有床義歯修理により算定する。

- (4) 濾胞性歯嚢胞の摘出の際、術前にあらかじめ製作しておいた口蓋板の装着を行った場合は、「1 印象採得が困難なもの」により算定する。

- (5) 舌の切除等の外科的療法を行った後の発音障害に対して、必要があつて有床義歯に発音補助装置を付加して製作し装着した場合、当該発音補助装置は「1 印象採得が困難なもの」により算定する。ただし、区分番号M003に掲げる印象採得は、所定点数に含まれ別に算定できない。

- (6) 区分番号J022に掲げる顎・口蓋裂形成術を実施する患者に対して必要があつてホツツ床(哺乳床)を装着した場合は、当該区分の「1 印象採得が困難なもの」により、同一の患者に対して3回を限度として算定する。ただし、印象採得、材料、装着等は、

所定点数に含まれ別に算定できない。

- (7) 口腔外科領域における悪性腫瘍に対して、区分番号L003に掲げる密封小線源治療を行う際に、小線源の保持又は周囲の正常組織の防御を目的とする特別な装置を製作し装着した場合は、当該所定点数の各区分により算定する。
- (8) 区分番号M025-2に掲げる広範囲顎骨支持型補綴は、別に算定できない。

M025-2 広範囲顎骨支持型補綴

- (1) 広範囲顎骨支持型補綴とは、区分番号J109に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術後から当該装置の上部に装着されるブリッジ形態又は床義歯形態の補綴物が装着されるまでの一連の治療をいう。
- (2) 「1 ブリッジ形態のもの」は、広範囲顎骨支持型補綴の補綴物の範囲に応じて算定する。
- (3) 当該補綴物がブリッジ形態及び床義歯形態の両方の形態を持ち合わせた補綴物である場合は、主たる形態のものに応じて「1 ブリッジ形態のもの」又は「2 床義歯形態のもの」により算定する。
- (4) 「注2」について、唇顎口蓋裂又は外胚葉異形成症等の先天性疾患等による顎堤形成不全の場合であって、骨移植等による顎骨の再建範囲が3分の1顎程度より狭い場合（1～2歯程度の場合）においては、「1 ブリッジ形態のもの」の所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
- (5) 広範囲顎骨支持型装置埋入手術後、当該補綴に係る補綴物の印象採得から装着までの一連の行為は、当該技術料に含まれ、別に算定できない。
- (6) 広範囲顎骨支持型補綴に係る補綴物の装着を行った日においては、患者に対して、当該補綴物の装着日、主治の歯科医師の氏名、保険医療機関名及び療養上必要な事項等を記載した文書を提供すること。
- (7) 区分番号M025に掲げる口蓋補綴、顎補綴は、別に算定できない。

<その他の技術>

(ろう着)

歯冠修復物及び欠損補綴物をろう着した場合は、当該歯冠修復物及び欠損補綴物の製作等に係る所定点数に含まれ別に算定できない。

M026 補綴隙

補綴隙は、レジン隙又は金属隙の使用が認められるが、いずれも補綴隙により算定する。

なお、総義歯は算定できない。

<修理>

M029 有床義歯修理

- (1) 有床義歯の修理は、人工歯数に関係なく所定点数により算定する。この場合において、修理に伴って鉤を新たに製作したときは、その鉤は、鉤の所定点数により算定する。
- (2) 有床義歯修理の場合において、例えば人工歯の脱落のため人工歯を新たに使用した場合、又は1歯を抜歯し、旧義歯床を延長して新たに1歯分の補綴をした場合は、有床義歯修理と人工歯料の所定点数を合算して算定する。
- (3) 破損した有床義歯を修理した後、新たに有床義歯を製作した場合は、それぞれ所定点

数により算定する。

- (4) 総義歯又は多数歯欠損の局部義歯において、咬合高径を調整する目的で人工歯の咬合面にレジンを追加し咬合の再形成を行った場合又は当該義歯の床縁形態を修正する目的で当該義歯の床縁全周にわたりレジンを追加し床延長する場合は、1回に限り所定点数により算定する。
- (5) 鉤歯の抜歯又は鉤の破損等のため不適合となった鉤を連結部から切断した場合は、修理又は床裏装を前提に切断した場合に限り、除去料を算定する。
- (6) 有床義歯修理算定に当たっては、修理内容の要点を診療録に記載する。
- (7) 「注3」及び「注4」に規定する加算は、当該加算に係る施設基準に適合するものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において、破損した有床義歯に係る診療を行い、修理のために患者から当該有床義歯を預かった場合であって、当該患者の求めに応じて、当該有床義歯を預かった日（以下「預かり日」という。）から起算して2日以内において、当該保険医療機関内に配置されている歯科技工士を活用して修理（新たに生じた欠損部位に対する有床義歯の増歯を含む。）を行い、装着した場合に所定点数に加算する。なお、当該加算の算定に当たっては、預かり日、修理を担当する歯科技工士の氏名及び修理の内容を診療録に記載する。

M030 有床義歯内面適合法

- (1) 有床義歯内面適合法（有床義歯床裏装）は、アクリリック樹脂又は熱可塑性樹脂で製作された義歯床の粘膜面を一層削除し、新たに義歯床の床裏装を行った場合に当該義歯の人工歯数に応じ所定点数を算定する。
- (2) 「2 軟質材料を用いる場合」は、顎堤の吸収が著しい又は顎堤粘膜が菲薄である等、硬質材料による床裏装では症状の改善が困難である下顎総義歯患者に対して、義歯床用長期弾性裏装材を使用して間接法により床裏装を行った場合に算定する。
なお、「2 軟質材料を用いる場合」の算定に当たっては、顎堤吸収の状態顎堤粘膜の状態等、症状の要点及び使用した材料名を診療録に記載する。
- (3) 「2 軟質材料を用いる場合」を算定した日の属する月から起算して6月以内は、区分番号I022に掲げる有床義歯床下粘膜調整処置の算定はできない。
- (4) 義歯が不適合で有床義歯を新たに製作することを前提に行った床裏装は、有床義歯修理の所定点数により算定する。
- (5) 義歯破損に際し義歯修理のみにより当初の目的を達せられない場合、歯科医学的判断により、床裏装を行ったときは、有床義歯修理及び有床義歯内面適合法（有床義歯床裏装）の点数をそれぞれ算定する。ただし、同日に直接法により床裏装を行った場合の修理は、有床義歯内面適合法の所定点数に含まれる。
- (6) 床裏装に際しての印象採得料は、区分番号M003に掲げる印象採得の「2の口 連合印象」により算定する。
- (7) 口蓋補綴を行い、有床義歯装着後、当該義歯不適合のため床裏装を行った場合は、「2 総義歯」により算定する。
- (8) 有床義歯の換床を行った場合は、本区分により算定する。

M034 歯冠補綴物修理

- (1) 前歯部のポンティックの修理は、本区分により算定する。

- (2) 咬合面が金属であるレジン裏装を行った臼歯部ブリッジのポンティックにおいてレジン裏装が脱落し、これを即時重合レジンで修理した場合は本区分により算定する。
- (3) レジンジャケット冠の一部破損に対して、口腔内において即時硬化レジンで修理した場合は、本区分により算定する。―
- (4) 歯冠継続歯の修理は、本区分により算定する。

M041 広範囲顎骨支持型補綴物修理

- (1) 当該補綴物の修理は、区分番号M025-2に掲げる広範囲顎骨支持型補綴に係る補綴物の装着を行った日の属する月の翌月以降に月1回を限度として算定する。
- (2) 広範囲顎骨支持型補綴物修理の算定に当たっては、修理内容の要点を診療録に記載すること。なお、別の保険医療機関で装着された当該補綴物の修理を行った場合は、装着を実施した保険医療機関名及び装着時期について、患者からの情報等を踏まえ診療録に記載する。

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第五十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十八年三月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表を次のように改める。

	(4) アバットメント(Ⅳ)	18,600円
028	アタッチメント	
	(1) アタッチメント(Ⅰ)	11,700円
	(2) アタッチメント(Ⅱ)	13,500円
	(3) アタッチメント(Ⅲ)	3,340円
029	シリンダー	8,110円
030	気管切開後留置用チューブ	
	(1) 一般型	
	① カフ付き気管切開チューブ	
	ア カフ上部吸引機能あり	
	i 一重管	4,350円
	ii 二重管	5,870円
	イ カフ上部吸引機能なし	
	i 一重管	3,730円
	ii 二重管	6,030円
	② カフなし気管切開チューブ	4,120円
	(2) 輪状甲状膜切開チューブ	3,750円
	(3) 保持用気管切開チューブ	6,100円
031	神経再生誘導剤	399,000円

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

	品名	単 位	材料価格
001	歯科用純金地金 (金99.99%以上)	1 g	5,412円
002	歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用 (J I S適合品)	1 g	3,906円
003	歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用 (J I S適合品)	1 g	4,159円
004	歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	4,411円
005	歯科用14カラット合金用金ろう (J I S適合品)	1 g	4,335円
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S適合品)	1 g	1,400円
007	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 板状 (金12%以上 J I S適合品)	1 g	1,231円
008	削除		
009	削除		
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S適合品)	1 g	2,525円
011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品)	1 g	122円
012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品)	1 g	137円
013	歯科用銀ろう (J I S適合品)	1 g	243円
014	歯科用プラスメタル (銀25%以上パラジウム5%以上)	1 g	864円
015	歯科用プラスメタル (銀25%以上)	1 g	341円
016	歯科鑄造用ニッケルクロム合金 冠用	1 g	20円
017	歯科鑄造用ニッケルクロム合金 鉤・バー用	1 g	25円
018	歯科用ニッケルクロム合金板 (J I S適合品)	1 g	133円
019	歯科用ニッケルクロム合金線 鉤用 (J I S適合品)	1 cm	22円
020	歯科鑄造用コバルトクロム合金 鉤・バー用	1 g	25円
021	歯科用コバルトクロム合金線 鉤用 (J I S適合品)	1 cm	13円
022	歯科用コバルトクロム合金線 バー用 (J I S適合品)	1 cm	64円
023	歯科用ステンレス鋼線 鉤用 (J I S適合品)	1 cm	9円
024	歯科用ステンレス鋼線 バー用 (J I S適合品)	1 cm	8円
025	削除		
026	削除		

027	陶歯 前歯用 (真空焼成歯)	6本1組	1,840円
028	陶歯 臼歯用 (真空焼成歯)	8本1組	993円
029	陶歯 前歯継続歯用 (真空焼成歯)	2本1組	1,340円
030	陶歯 臼歯継続歯用 (真空焼成歯)	4本1組	1,970円
031	レジン歯 前歯用 (J I S 適合品)	6本1組	258円
032	レジン歯 臼歯用 (J I S 適合品)	8本1組	270円
033	スルフォン樹脂レジン歯 前歯用	6本1組	609円
034	スルフォン樹脂レジン歯 臼歯用	8本1組	850円
035	硬質レジン歯 前歯用	6本1組	609円
036	硬質レジン歯 臼歯用	8本1組	795円
037	歯冠用加熱重合レジン (粉末 J I S 適合品)	1g	18円
038	歯冠用加熱重合レジン (液 J I S 適合品)	1mL	4円
039	歯冠用加熱重合硬質レジン	1g	26円
040	歯冠用光重合硬質レジン	1g	640円
041	義歯床用アクリリック樹脂 (粉末 J I S 適合品)	1g	5円
042	義歯床用アクリリック樹脂 (液 J I S 適合品)	1mL	4円
043	義歯床用アクリリック即時硬化樹脂 (粉末)	1g	28円
044	義歯床用アクリリック即時硬化樹脂 (液)	1mL	19円
045	義歯床用熱可塑性樹脂	1g	18円
046	歯科用合着・接着材料 I (粉末・液)		
	(1) レジン系	1g	453円
	(2) グラスアイオノマー系	1g	306円
047	歯科用合着・接着材料 II (粉末・液)	1g	101円
048	歯科用合着・接着材料 III (粉末・液)	1g	23円
049	歯科充填用材料 I		
	(1) 複合レジン系	1g	724円
	(2) グラスアイオノマー系	1g	644円
050	歯科充填用材料 II		
	(1) 複合レジン系	1g	277円
	(2) グラスアイオノマー系	1g	242円
051	歯科充填用材料 III	1g	16円
052	複合レジン 築造用 (硬化後フィラー60%以上)	1g	275円
053	金属小釘 ^{てい} ロック型	1本	65円
054	金属小釘 ^{てい} スクリュー型	1本	49円
055	金属小釘 ^{てい} スクリュー型 (金メッキ)	1本	109円
056	乳歯金属冠	1本	297円
057	スクリューポスト 支台築造用	1本	62円
058	CAD/CAM冠用材料	1個	3,820円
059	ファイバーポスト 支台築造用	1本	892円

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（平成28年厚生労働省告示第56号）が本日付けをもって公布され、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号。以下「材料価格基準」という。）が改正されたところであるが、別表Ⅵ及びⅦに規定する特定保険医療材料料の算定については、下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう配慮されたい。

なお、本通知は、平成28年4月1日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（平成26年3月5日保医発0305第6号）は、平成28年3月31日限り廃止する。

記

1 特定保険医療材料料について

特定保険医療材料料については、「特定保険医療材料の定義について」（平成28年3月4日保医発0304第10号。以下「定義通知」という。）の各号に規定する定義のいずれかに該当する医療機器のうち、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（平成28年2月10日医政発0210第4号、5号、保発0210第7号、8号）に規定する手続を経たものを使用した場合に限り算定できるものであり、その取扱いについては、以下によるものであること。

2 材料価格基準Ⅴに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯周組織再生材料とは、定義通知別表Ⅳに規定するものであり、歯周組織の再生を図る目的で、被覆、塗布又は充填等によって口腔内の患部に適用される材料であって、歯周組織再生誘導手術が可能なるものであること。
- (2) インプラント体、暫間装着体、スクリュー、アバットメント、アタッチメント及びシリンダー

とは、定義通知別表Ⅳに規定するものであり、広範囲な顎骨欠損等の特殊な症例に対して適用される材料であって、広範囲顎骨支持型装置埋入手術が可能なものであること。

3 材料価格基準の別表のⅥに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数は、別紙1に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) 歯科用コバルトクロム合金線（バー用）及び歯科用ステンレス鋼線（バー用）とは、定義通知別表Ⅴ022及びⅤ024に規定するものであり、屈曲バー用をいうものであること。
- (3) スルフォン樹脂レジン歯とは、定義通知別表Ⅴ033及びⅤ034に規定するものであり、ポリサルフォン樹脂レジン歯及びレニング人工歯をいうものであること。
- (4) 硬質レジン歯とは、定義通知別表Ⅴ035及びⅤ036に規定するものであり、一般的名称が「硬質レジン歯」であり、かつ、2層又は3層構造を有し、エナメル質部の硬さが21HV0.2以上のレジン歯をいうものであること。
- (5) 義歯床用熱可塑性樹脂とは、定義通知別表Ⅴ045に規定するものであり、熱可塑性を有する、義歯床用ポリエーテルサルホン樹脂、義歯床用ポリサルフォン樹脂、義歯床用ポリカーボネート樹脂、アクリリック樹脂及びポリエステル樹脂であって、当該材料により作製された有床義歯が臨床上使用できる強度を有しているものであること。
- (6) 歯科用合着・接着材料Ⅰとは、定義通知別表Ⅴ046に規定するものであり、接着性レジンセメント及びガラスアイオノマー系レジンセメントをいうものであること。
- (7) 歯科用合着・接着材料Ⅱとは、定義通知別表Ⅴ047に規定するものであり、ガラスアイオノマーセメント及びシアノアクリレート系セメントをいうものであること。
- (8) 歯科用合着・接着材料Ⅲとは、定義通知別表Ⅴ048に規定するものであり、歯科用磷酸亜鉛セメント、ハイボンド磷酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント及び仮着用セメントをいうものであること。
- (9) 歯科充填用材料Ⅰとは、定義通知別表Ⅴ049に規定するものであり、光重合型複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及び光重合型充填用レジン強化ガラスアイオノマー並びに初期う蝕小窩裂溝充填塞材で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (10) 歯科充填用材料Ⅰの特定保険医療材料料を用いて歯科用複合レジン充填材料によるインレー修復の特定保険医療材料を算定するものは、クリアフィルCRインレー、パルフィークインレー、クルツァーインレーCSセット、スリーエムレジンインレーシステム、ベルフィールインレー及びライトフィルCRインレーをいうものであること。
- (11) 歯科充填用材料Ⅰ・複合レジン系の特定保険医療材料には、フィラーの含有量によらず、高分子系の初期う蝕小窩裂溝充填塞材が含まれること。
- (12) 歯科充填用材料Ⅱとは、定義通知別表Ⅴ050に規定するものであり、複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及びガラスアイオノマーセメント（充填用）で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (13) 歯科充填材料Ⅱの特定保険医療材料料を用いて歯科用複合レジン充填材料によるインレー修復の特定保険医療材料を算定するものは、SR-イソシットインレーをいうものであること。
- (14) 歯科充填用材料Ⅲとは、定義通知別表Ⅴ051に規定するものであり、歯科用硅酸セメント、硅磷酸セメント及び歯科充填用即時硬化レジンを用いるものであること。
- (15) 複合レジン築造用とは、定義通知別表Ⅴ052に規定するものであり、歯科充填用コンボジットレジン（支台築造用・硬化後フィラー60%以上）で、粉末、液及びペーストをいうものであること。
- (16) スクリューポストとは、定義通知別表Ⅴ057に規定するものであり、支台築造用に用いるスクリュー型の合釘をいうものであること。
- (17) ファイバーポストとは、定義通知別表Ⅴ059に規定するものであり、支台築造用に用いるガラス繊維を70%以上含有する合釘をいうものであること。
- (18) その他の金属とは、銀合金及びニッケルクロム合金をいうものであること。
- (19) その他の特定保険医療材料料の算定については、昭和43年6月26日保険発第30号の2の通知によること。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

イ メタルコアを用いた場合

- (1) 大白歯 65点
- (2) 小白歯・前歯 40点

ロ ファイバーポストを用いた場合

- (1) 大白歯 27点
- (2) 小白歯・前歯 15点

2 直接法

イ ファイバーポストを用いた場合

- (1) 大白歯 27点
- (2) 小白歯・前歯 15点

ロ その他の場合

- (1) 大白歯 33点
- (2) 小白歯・前歯 21点

(ファイバーポスト)

1本につき 89点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系 17点
- ロ グラスアイオノマー系 11点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12点

(3) 歯科用合着・接着材料 III

4点

2 仮着 (1歯につき)

4点

3 副子の装着の場合 (1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系 17点
- ロ グラスアイオノマー系 11点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は 歯科充填用即時硬化レジン

4点

M009 充填 (1窩洞につき)

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

- イ 単純なもの 11点
- ロ 複雑なもの 29点

注 クリアフィルCRインレー、パルフィークインレー、クルツァーインレーCSセット、スリーエムレジンインレーシステム、ベルフィールインレー、ライトフィルCRインレーを用いて、インレー修復の単純なものを行った場合の特定保険医療材料はロにより、インレー修復の複雑なものを行った場合の特定保険医療材料はイ及びロを合算し算定する。

(2) グラスアイオノマー系		
イ 単純なもの		10点
ロ 複雑なもの		26点
2 歯科充填用材料 II		
(1) 複合レジン系		
イ 単純なもの		4点
ロ 複雑なもの		11点
注 SR-イソシットインレーを用いてインレー修復の単純なものを行った場合の特定保険医療材料はロにより、インレー修復の複雑なものを行った場合の特定保険医療材料はイ及びロを合算し算定する。		
(2) グラスアイオノマー系		
イ 単純なもの		4点
ロ 複雑なもの		10点
3 歯科充填用材料 III		2点
M010 金属歯冠修復 (1個につき)		
1 14カラット金合金		
(1) インレー		
複雑なもの		626点
(2) 4分の3冠		782点
2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)		
(1) 大臼歯		
イ インレー		
a 単純なもの		168点
b 複雑なもの		311点
ロ 5分の4冠		392点
ハ 全部金属冠		493点
(2) 小臼歯・前歯		
イ インレー		
a 単純なもの		115点
b 複雑なもの		228点
ロ 4分の3冠		281点
ハ 5分の4冠		281点
ニ 全部金属冠		353点
3 鑄造用ニッケルクロム合金		
(1) 大臼歯		
イ インレー		
a 単純なもの		4点
b 複雑なもの		4点
ロ 5分の4冠		8点
ハ 全部金属冠		10点
(2) 小臼歯・前歯		
イ インレー		
a 単純なもの		4点
b 複雑なもの		4点
ロ 4分の3冠		6点

ハ	5分の4冠	6点
ニ	全部金属冠	8点
4	銀合金	
(1)	大白歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	17点
b	複雑なもの	30点
ロ	5分の4冠	38点
ハ	全部金属冠	47点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	11点
b	複雑なもの	22点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	27点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	27点
ニ	全部金属冠	35点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	439点
2	鋳造用ニッケルクロム合金を用いた場合	17点
3	銀合金を用いた場合	76点
M014	ジャケット冠（1歯につき）	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	1歯につき	2点
M015	硬質レジンジャケット冠（1歯につき）	
1	歯冠用加熱重合硬質レジン	8点
2	歯冠用光重合硬質レジン	196点
M015-2	CAD/CAM冠（1歯につき）	
	CAD/CAM冠用材料	382点
M016	乳歯冠（1歯につき）	
1	乳歯金属冠	30点
2	その他の場合	
	乳歯に対してジャケット冠を装着する場合	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	1歯につき	2点
M017	ポンティック（1歯につき）	
1	鋳造ポンティック	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	567点
ロ	小白歯	427点
(2)	銀合金又はニッケルクロム合金	
大白歯・小白歯		39点
2	金属裏装ポンティック	
	〔次の材料料（金属材料料とレジン材料料を含む。）により算定する。〕	
(1)	14カラット金合金	587点
(2)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	

イ 前歯	231点
ロ 小臼歯	290点
(3) 銀合金又はニッケルクロム合金 前歯・小臼歯	26点
3 レジン前装金属ボンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	341点
(2) 銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合	50点
M018 有床義歯	
[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
1 局部義歯（1床につき）	
(1) 1歯から4歯まで	2点
(2) 5歯から8歯まで	3点
(3) 9歯から11歯まで	5点
(4) 12歯から14歯まで	7点
2 総義歯（1顎につき）	10点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	39点
M020 鑄造鉤（1個につき）	
1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	865点
ロ 犬歯・小臼歯	704点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	704点
ロ 犬歯・小臼歯	541点
ハ 前歯（切歯）	416点
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	454点
ロ 犬歯・小臼歯	355点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	311点
ロ 犬歯・小臼歯	271点
ハ 前歯（切歯）	251点
3 鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	5点
M021 線鉤（1個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	9点
2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	429点
(2) 二腕鉤（レストつき）	332点
M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）	
1 鑄造鉤に金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	169点
(2) 犬歯・小臼歯	179点

(3) 大白歯	199点
2 鑄造鉤に鑄造用ニッケルクロム合金又は鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	46点
(2) 犬歯・小白歯	46点
(3) 大白歯	46点
M023 バー（1個につき）	
1 鑄造バー	
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	727点
(2) 鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	18点
2 屈曲バー	
不銹鋼及び特殊鋼	39点